

第13回こども家庭審議会	資料1-3
科学技術部会	
令和7年12月4日	

令和8年度

こども家庭科学研究費補助金公募要項
(一次)

令和7年12月4日

こども家庭庁成育局母子保健課

目 次

頁

I. こども家庭科学研究費補助金の目的及び性格	· · · · ·	1
II. 応募に関する諸条件等	· · · · ·	3
1 応募有資格者	· · · · ·	3
2 研究組織、研究期間等	· · · · ·	4
3 対象経費	· · · · ·	5
4 応募に当たっての留意事項	· · · · ·	7
(1) 補助金の管理及び経理について		
(2) 公的研究費の不正使用等及び研究不正への対応について		
(3) 利益相反 (Conflict of Interest : C O I) の管理について		
(4) 経費の合算使用について		
(5) 研究計画策定等に当たって遵守すべき法律、省令、倫理指針等について		
(6) 研究倫理教育の受講等について		
(7) 臨床研究登録制度への登録について		
(8) 府省共通研究開発管理システムについて		
(9) researchmapへの登録及び入力について		
5 公募期間	· · · · ·	1 6
6 提出書類	· · · · ·	1 6
7 その他	· · · · ·	1 6
(1) 研究の成果及びその公表		
(2) 国民との双方向コミュニケーション活動について		
(3) 成果の利用等について		
(4) 健康危険情報について		
(5) 政府研究開発データベース入力のための情報		
(6) AMED マネジメントシステム (AMS) への研究成果の提供		
(7) 競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について		
(8) 採択の取消し等		
(9) 個人情報の取扱い		
(10) リサーチツール特許の使用の円滑化について		
(11) 歳出予算の繰越しについて		
(12) バイオサイエンスデータベースへの協力について		
(13) こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用の推進について		
(14) 若手研究者等の参画について		
(15) こども家庭科学研究費補助金等による研究課題の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の支援について		
(16) こども家庭科学研究費補助金等の直接経費からの研究以外の業務の代行に係る経費の支出 (バイアウト制度) について		
(17) 統計法第33条第1項による調査票情報の提供について		
(18) 研究機関における研究インテグリティの確保について		

(19) 博士課程学生の処遇の改善について	
(20) 男女共同参画等に関する取組の促進について	
(21) 重要な技術の流出防止措置について	
(22) 医療レセプト情報等を格納した匿名医療保険等関連情報データベース (NDB) 利用に係る注意事項	
III. 照会先一覧	27
IV. 研究課題の評価	28
V. 公募研究事業の研究類型について	31
VI. 各公募研究課題の概要等	32
1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業	32
VII. 公募研究事業計画表	63
VIII. 補助対象経費の費目の内容及び単価	64

I. こども家庭科学研究費補助金の目的及び性格

こども家庭科学研究費補助金（以下「補助金」という。）は、「こども家庭科学研究の振興を促し、もって、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する保健医療、福祉、生活衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、こども家庭科学研究の振興を一層推進する観点から、毎年度こども家庭庁ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っています。

応募された研究課題は、事前評価委員会において「専門的・学術的観点」や「行政的観点」等からの総合的な評価を経たのちに採択研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。

なお、この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（以下「補助金適正化法」という。）等の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定取消し、返還等の処分が行われますので十分留意してください。

＜注意事項＞

- 1 公募期間は、令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）午後5時00分（厳守）です。
- 2 こども家庭科学研究費補助金においては、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を用いてのオンラインでのみ公募を行っています（申請時に申請書の書面提出は、原則求めません。）（詳細は13ページ、「（8）府省共通研究開発管理システムについて」を参照）
なお、e-Radから応募する場合は、研究機関及び研究者が、e-Radに登録されていることが必要となります。登録手続には日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をするよう、注意してください。
- 3 補助金の応募に当たっては、「VI. 各公募研究課題の概要等」の「研究事業の概要」及び「公募研究課題」の記載内容をよく確認し、応募する研究内容が行政のニーズを満たす成果を示せるものであるかどうかを十分検討の上、研究計画書においてどのような成果を示すことができるかを明確に記載してください。

Ⅱ 応募に関する諸条件等

1 応募有資格者

(1) 次のア及びイに該当する者（以下「研究代表者」という。）

ア (ア) から (キ) に掲げる国内の試験研究機関等（別に定めるガイドラインに基づき、こども家庭科学研究費補助金の交付を受けることが不適切なものとしてこども家庭庁長官が指定する試験研究機関等を除く。）に所属する研究者

(ア) 地方公共団体の附属試験研究機関

(イ) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関

(ウ) 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）

(エ) 研究を主な事業目的としている公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（以下「公益法人等」という。）

(オ) 研究を主な事業目的としている独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人

(カ) 研究を主な事業目的としている特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。）

(キ) その他こども家庭庁長官が適当と認めるもの

イ 研究計画の組織を代表し、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめ、自らが交付を受ける補助金の適正な執行を含む。）に係る全ての責任を負う者。

ただし、外国出張その他の理由により 3 か月以上の長期にわたりその責務を果たせなくなることや、定年等により退職し試験研究機関等を離れること等が見込まれる者を除く。

※1 補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていた者は、当該の職に在職している間及び当該の職を離れて 1 年を経ない期間は、自らが選定又は立案に関わった研究事業に係る研究の研究代表者及び研究分担者となることはできない。なお、「補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていた者」とは、以下の者。

・成育局母子保健課長及び研究事業担当課室の担当者

・補助金の各研究事業の評価委員会委員

※2 現在、こども家庭庁の常勤職員として従事している者は、研究代表者及び研究分担者となることはできない。

現在、こども家庭庁の政策調査員等である者が、自らが補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていない研究の研究代表者及び研究分担者となる場合は、所属試験研究機関等の COI 委員会へ申出の上、予め母子保健課へ相談すること。

(2) 次のア又はイに該当する法人（別に定めるガイドラインに基づき、補助金の交付を受けることが不適切なものとしてこども家庭庁長官が指定する法人を除く。）

ア 研究又は研究に関する助成を主な事業とする公益法人等及び都道府県

※ 公益法人等及び都道府県が応募する場合にあっては、研究代表者として当該法人に所属する研究者を登録すること。

イ その他こども家庭庁長官が適当と認めるもの

2 研究組織、研究期間等

(1) 研究組織

研究代表者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成します。

ア 研究代表者

イ 研究分担者 (1 (1) アに該当し、かつ (1) イ※下記に該当しない者に限ります。)

研究項目を分担して研究を実施する者

ウ 研究協力者

研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者の研究計画の遂行に協力します。なお、研究に必要な経費の配分を受けることはできません。また、研究協力者は交付申請書や実績報告書を作成する必要はありません。

(2) 研究期間

こども家庭科学研究費補助金等取扱規程（令和5年こども家庭庁告示第10号）（以下「取扱規程」という。）第9条第1項の規定に基づく交付基準額等の決定通知（以下「交付基準額等決定通知」という。）がなされた日以降であって、実際に研究を開始する日（当該研究を実施する年度の4月1日以降）から当該年度の実際に研究が終了する日までとします。

(3) 所属機関の長の承諾

研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、当該研究に応募することについて所属機関の長の承認を得てください。なお、当該研究の実施に係る承諾書は補助金を申請する時に提出していただくこととなります。

(4) 補助事業者等の範囲

「研究代表者」は、補助金における補助金適正化法上の補助事業者等となります。100万円以上の補助金の交付を受け自ら資金管理を行う研究分担者（以下「補助金の交付を受ける研究分担者」という。）も補助金適正化法上の補助事業者等に加えることができます。

具体的には、①研究代表者一括計上、②研究代表者から研究分担者へ資金配分、③補助金の交付を受ける研究分担者を補助事業者等とする、という選択肢の中から研究代表者が決定します。

③を選択することにより、研究代表者に加えて、補助金の交付を受ける研究分担者は、補助金適正化法上の責務を負い、交付を受けた補助金の執行に関する責任も負うこととなります。

なお、研究計画の遂行責任は従前どおり研究代表者が負うものであることに変わりありません。

ア 研究代表者が留意すべき事項

研究分担者のうち、補助金の交付を受ける研究分担者を決定する者は研究代表者です。

研究計画書の様式において、自ら補助金の管理をする研究代表者等の確認項目を設けていますので、研究代表者は研究分担者と十分に連絡を取り、4 (1) の事項を考慮しつつ、交付する補助金について責任を持って管理する者を決めた上で、研究計画書を作成してください。交付基準額等決定通知は研究計画書に基づき、研究代表者及び補助金

の交付を受ける研究分担者に通知されます。

また、補助金の交付を受ける研究分担者がいる場合、研究代表者は当該研究分担者が提出する交付申請書、経費変更申請書及び事業計画変更書、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書、事業実績報告書、事業年度終了実績報告書、収支報告書、その他こども家庭庁長官へ提出する書類について進達します。

さらに、補助金の交付を受ける研究分担者に対してこども家庭庁長官等が行う交付決定通知、経費変更承認通知、事業計画変更承認通知、補助金の額の確定通知等に係る経由事務を行います。研究代表者は、補助金の交付を受ける研究分担者に対して遅滞なく通知を行います。

イ 補助金の交付を受ける研究分担者が留意すべき事項

補助金の交付を受ける研究分担者は、当該補助金の執行に係る全ての責任を負います。

また、分担する研究項目について交付申請書と実績報告書を作成する必要があります。

なお、外国出張その他の理由により3か月以上の長期にわたりその責務を果たせなくなることや、定年等により退職し試験研究機関等を離れること等が見込まれる研究分担者は補助金の交付を受けられません。

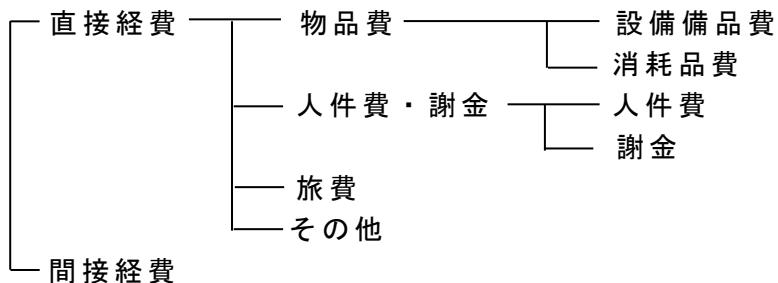
※ 研究分担者の所属する試験研究機関における補助金の管理が4(1)の事項を満たさないと判断される場合（「体制整備等自己評価チェックリスト」を用いた確認において不備がある試験研究機関）は、研究費を「研究代表者一括計上」とする研究分担者としての研究参加を検討してください。

3 対象経費

(1) 申請できる研究経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。

なお、経費の算出に当たっては、「Ⅷ. 補助対象経費の費目の内容及び単価」を参考にしてください。



(2) 直接経費として申請できない経費について

補助金は、当該研究計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究条件が最低限確保されている研究機関の研究者又は公益法人等を対象としているため、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

ア 建物等施設に関する経費

＜例＞建物の建築、購入及び改修等並びに土地の購入等

ただし、補助金により購入した設備備品等の物品を導入することにより必要となる据え付け費及び調整費を除く。

イ 研究機関で通常備えるべき設備備品等の物品（その性質上、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えうるものに限る。）のうち、研究事業の目的遂行に必要と認められないものを購入するための経費

ウ 研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

ただし、被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険（当該研究計画に位置付けられたものに限る。）の保険料を除く。

エ その他この補助金による研究に関連性のない経費。

〈例〉

- ・会議後の懇親会における飲食代等の経費
- ・預金口座の開設を目的として金融機関に預け入れた経費
- ・回数券及びプリペイドカードの類（謝品として購入する場合を除く。）

（3）外国旅費について

研究代表者、研究分担者、研究協力者が当該研究上必要な情報交換、現地調査、専門家会議等への参加又は研究者の招聘等を行う場合に、1行程につき最長2週間（※）の期間に限り、補助対象となっています。

※ 天災その他事故によりやむを得ず1行程が2週間の期間を超えた場合には、こども家庭庁長官が認めた最小行程を補助対象とする場合があります。

（4）国内学会及び国際学会参加旅費について

研究代表者、研究分担者、研究協力者が、当該研究の推進に資する情報収集、意見交換又は研究成果の発表等を行う場合に限り、支給することができます。

（5）機械器具等について

価格が50万円以上の機械器具等については、賃借が可能な場合は原則として賃借によることとされています。ただし、賃借が可能でない場合、又は購入した場合と研究期間内に賃借した場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合等は、購入して差し支えありません。

※ 補助金により取得した財産（機械器具等）は、「こども家庭科学研究補助金等により取得した財産の取扱いについて」（令和5年6月12日こ成母第98号母子保健課長決定）により取扱ってください。

（6）人件費について

研究代表者等の研究計画の遂行に必要な研究協力、実験補助、集計、資料整理又は経理事務等を行う者の雇用に要する給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費については、補助金から支出することができます。

なお、直接経費から支出する場合、研究機関が雇用するために必要となる経費は、研究代表者等から所属する研究機関に納入してください。

（7）間接経費について

間接経費は、補助金を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を、直接経費に上積みして措置するものであり、補助金を受給する研究代表者等の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に資することを目的としています。

新規採択される課題に係る間接経費は、直接経費の額を問わず、30%を限度に希望する

ことができます。なお、研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者が国立試験研究機関等の国の機関に所属する場合には支給の対象外になります。

4 応募に当たっての留意事項

補助金の応募に当たっては、「VI. 各公募研究課題の概要等」に掲げる「研究事業の概要」及び「公募研究課題」の記載内容をよく確認し、応募する研究内容が行政のニーズを満たす成果を示せるものであるかどうかを十分検討の上、研究計画書においてどのような成果を示すことができるかを明確に記載してください。

このほか、以下に掲げる事項に留意の上で、応募してください。

(1) 補助金の管理及び経理について

ア 関係法令及び関係規程の遵守について

研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者においては、補助金適正化法等の関係法令及び取扱規程等の補助金の取扱いに係る関係規程（注）を十分に理解・遵守し、補助事業を行ってください。

これらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定を取消し、返還等の処分を行うことがあります。また、下記イのとおり、一定期間、公的研究費の不正使用等を行った研究者（公的研究費の不正使用等を共謀した者を含む。）に対して補助金を交付しないことがあります（当該期間は研究分担者となることもできません。）。

（注）こども家庭科学研究費補助金に係る関係規程については、下記ページの「規定、ガイドライン等」を参照してください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kagaku-kenkyu/kitei/>

イ 所属機関の長への事務委任について

補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者の直接経費の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、研究代表者等の所属機関の長に必ず委任してください。

なお、この場合であっても、補助金の使途や支出時期等に関する実質的な判断は研究者が主導して行われるものであり、当然ながら研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者においても、補助金を扱う者として、自らが上記（ア）の関係法令及び関係規程を十分に理解するとともに、所属機関の長との適切な連携の下、補助金の適正な執行に留意することが求められます。

ウ 体制整備等自己評価チェックリストの提出

研究費の不正な使用は、それを起こした職員が所属する研究機関にとって重大な問題であるばかりではなく、研究活動を支える国民への信頼を揺るがす問題であることから、こども家庭庁では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和5年6月12日母子保健課長決定、令和5年12月22日改正）（以下「管理・監査ガイドライン」という。）を策定し、研究機関に対する指導を行うための体制の構築を進めています。

したがって、「今回こども家庭科学研究費に応募する研究代表者又は研究分担者（研究代表者一括計上の場合を除く。）が所属する研究機関」については、管理・監査ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を令和8年3月31日（火）までにe-Radを使用してこども家庭庁成育局母子保健課に提出してください。

e-Radを使用したチェックリストの提出方法や様式等については、こども家庭庁ホー

ムページ（下記 URL）で確認してください。

（注）e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の ID・パスワードが必要になります。

＜問合せ先＞

（ガイドライン・チェックリストについて）

こども家庭庁 成育局 母子保健課

e-mail: boshihoken.kagi@cfa.go.jp

URL：（掲載後に記載）

（e-Rad への研究機関登録について）

次の URL を参照いただき、府省共通研究開発管理システム ヘルプデスクにお問い合わせください。 (<https://www.e-rad.go.jp/>)

（2）公的研究費の不正使用等及び研究不正への対応について

公的研究費の不正使用等及び研究不正に係る取扱いは、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合せ。令和 3 年 12 月 17 日最終改正）（以下「関係府省申し合せ」という。）に従い、取扱規程等の関係規程を整備し、次のとおりとしています。

（参考 1）「競争的研究費の適正な執行に関する指針」

（https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf）

（参考 2）「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」

（<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>）

ア 公的研究費の不正使用等への対応について

公的研究費の不正使用等については、管理・監査ガイドラインに基づき、研究機関における補助金の管理及び経理に関する体制及び監査について報告を求めることとしています。補助金の管理・監査体制に明らかな問題があることが判明した場合は、問題が是正されるまで、補助金支給の見合せ等の対応をとることになりますので、留意してください。

また、公的研究費の不正使用等を行った研究者及びそれらに共謀した研究者に関する情報は、関係府省申し合せに基づき、関係府省の競争的研究費の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に当該公的研究費の不正使用等の概要（公的研究費の不正使用等をした研究者名、競争的研究費名、所属機関、研究課題、交付（予定）額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供します。その結果、当該研究者への交付を制限する場合があります。

さらに、公的研究費の不正使用等が行われた事案については、その悪質性に関わらず原則として全ての事案について、その概要（公的研究費の不正使用等を行った研究者の氏名を含む場合があります。）を公表します。

ア 公的研究費の不正使用に伴う補助金の交付の制限について

研究者が補助金の公的研究費の不正使用又は不正受給（偽りその他不正の手段により補助金を受給することをいう。）（以下「公的研究費の不正使用等」という。）により、平成 16 年度以降、補助金適正化法第 17 条第 1 項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ一定期間、当該研究者（公的研究費の不正使用等を共謀した者を含む。）は補助金の交付の対象外となり、研究分担者となることもできません。

また、他の競争的研究費等において公的研究費の不正使用等を行った場合（公的研究費の不正使用等を共謀した場合を含む。）も上記に準じ、次のとおり取扱います。

なお、従前の取扱いに加えて、補助金の交付を受ける研究分担者も上記に準じた取扱いとします。

研究代表者に補助金を一括計上している場合や研究代表者から研究分担者へ研究費配分を行う場合は、従来どおり研究代表者を上記のとおり取扱います。

補助金の不正使用等を行った場合

- ① 平成 25 年 3 月 29 日以降に行われた不正使用により、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合の補助金を交付しない期間は以下のとおりです。
 - a 自らが不正使用に直接関与した場合
 - (a) 個人の経済的利益を得るために補助金を使用した場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 10 年間
 - (b) その他の場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 1 年以上 5 年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - b 自らは不正使用に直接関与していないものの、補助金を管理する責任者としての義務に違反したと認められる場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 1 年間又は 2 年間（自らが不正使用に直接関与した者に対して適用する補助金を交付しない期間の半分の期間（ただし、上限は 2 年とし、1 年に満たない期間は切り捨てる。）とする。）
- ② 平成 25 年 3 月 29 日より前に行われた不正使用により、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合の補助金を交付しない期間は以下のとおりです。
(ただし、上記①により算定した補助金を交付しない期間の方が短い場合は、この限りではない。また、以下の a 及び b のいずれの場合についても、自らは不正使用に直接関与していない者に対しては適用しない。)
 - a 他の用途へ補助金を使用した場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 2 年以上 5 年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - b その他の場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度及び翌々年度
- ③ 不正受給を行った場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 5 年間

他の競争的研究費等において不正使用等を行った場合

平成 16 年度以降に他の競争的研究費等において不正使用等を行い、補助金適正化法に基づき当該競争的研究費等の交付の制限を受けた場合

→ 当該競争的研究費等の交付の制限を受けた期間と同一期間

(注) ここでいう「競争的研究費等」とは、「こども家庭科学研究費補助金等取扱規程第 3 条第 8 項及び同条第 10 項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて」（令和 5 年 4 月 3 日こ成母第 6 号母子保健課長決定）でいう、特定給付金のことを指します。

イ 研究上の不正について

科学技術の研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動であり、この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものです。そのため研究者は、所属する機関の定める倫理綱

領・行動指針、日本学術会議の示す科学者の行動規範等を遵守し、高い倫理性を持って研究に臨むことが求められます。

このため、補助金においては、研究上の不正を防止し、それらへの対応を明示するために、総合科学技術・イノベーション会議からの意見具申「研究不正行為への実効性のある対応に向けて」（平成 26 年 9 月 19 日）を踏まえ、「こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（令和 5 年 6 月 12 日こ成母第 99 母子保健課長決定）（以下「研究不正ガイドライン」という。）を策定しました。

研究活動の不正行為に対しては、研究不正ガイドラインに基づき、補助金の打ち切り及び返還、一定期間交付の対象外とする、申請の不採択、不正の内容（不正を行った研究者の氏名を含む。）及び措置の公表、他府省への情報提供等の対応を行います。

ウ 公的研究費の不正使用等及び研究不正に伴う研究機関の責任について

公的研究費の不正使用等に關し、研究機関の体制整備等の状況に不備がある場合や告発等に係る報告書の提出に遅延が認められる場合には、管理・監査ガイドラインに基づき、研究者だけでなく、研究機関に対しても間接経費の削減等の措置を講じることとしています。

また、研究上の不正についても、研究不正ガイドラインに基づき同様の対応を行います。

エ 公的研究費の不正使用等及び研究不正に係る告発について

補助金の公的研究費の不正使用等や研究上の不正行為がありましたら、まずは不正が行われた研究活動に係る競争的研究費の配分を受けている機関（大学、公的研究機関等）に相談してください。これらの機関での相談が困難な場合には、「Ⅲ. 照会先一覧」に記載されている連絡先に相談してください。なお、詳細は、管理・監査ガイドライン及び研究不正ガイドラインを参照してください。

（3）利益相反（Conflict of Interest : C O I）の管理について

こども家庭科学研究の公正性、信頼性を確保するため、「こども家庭科学研究における利益相反（Conflict of Interest : C O I）の管理に関する指針」（令和 5 年 6 月 12 日 こ成母第 101 号母子保健課長決定）及び「こども家庭科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について」（令和 5 年 6 月 12 日こ成母第 102 号母子保健課長決定）に基づき、所属機関の長は、第三者を含む利益相反委員会（C O I 委員会）の設置等を行い、こども家庭科学研究に関わる研究者の利益相反について、透明性を確保し、研究成果の公平性・科学的な客観性に疑惑が生じないよう適切に管理する必要があります。

こども家庭科学研究費補助金の交付申請書提出前に C O I 委員会が設置されず、あるいは外部の C O I 委員会への委託がなされていない場合には、原則として、こども家庭科学研究費補助金の交付を受けることはできません。

また、当該指針に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあるほか、一定期間当該研究者に対して補助金を交付しないことがあります（当該期間は研究分担者となることもできません。）。

なお、「こども家庭科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について」（令和 5 年 6 月 12 日こ成母第 102 号母子保健課長決定）に基づく年度終了ごとの報告書の提出については、年度終了ごとの研究報告書の一部としてもその写しを提出することとし、厚生労働科学研究成果データベース（国立保健医療科学院ホームページ）において公開します。

(4) 経費の合算使用について

補助金については、他の経費（当該事業以外の補助事業、委託事業及び運営費交付金や寄付金等の使途に制限を受けない経費）と明確に区分でき、補助金を当該補助事業に使用することが担保される場合に限り、他の経費との使用区分を明らかにした上で合算使用が可能です。

（例）

- ・一つの契約で1個の消耗品等を購入するが、補助事業に用いる数量と他の用途に用いる数量をあらかじめ分割する場合で、補助事業に用いる数量分についてのみ直接経費を使用。
※ 「1個」とは、1ダース、1ケースなどの購入単位を含みます。
- ・一つの契約で往復航空券を購入し、片道分についてこども家庭科学研究費の直接経費を使用。
- ・一つの契約でホテルに5泊し、補助事業に係る用務に関する2泊分のみこども家庭科学研究費の直接経費を使用。

(5) 研究計画策定等に当たって遵守すべき法律、省令、倫理指針等について

法律、各府省が定める以下の省令・倫理指針等を遵守してください（公募後に改正されることもありますので最新のものをご確認ください）。これらの法律・省令・指針等の遵守状況について調査を行うことがありますので、了知ください。

また、これらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあるほか、一定期間当該研究者に対して補助金を交付しないことがあります（当該期間は研究分担者となることもできません。）。

（参考）主な関係法令・指針等

＜主な法令＞

- ・臨床研究法（平成29年法律第16号）
- ・臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）
- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）
- ・医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）
- ・医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）
- ・再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）
- ・医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第21号）
- ・医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第37号）
- ・再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第88号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・ヒトに関するクローニング技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（安全保障貿易管理）

＜主な指針等＞

- ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）
- ・遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号）
- ・ヒトES細胞の樹立に関する指針（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第4号）
- ・ヒトES細胞の使用に関する指針（平成31年文部科学省告示第68号）
- ・ヒトES細胞の分配機関に関する指針（平成31年文部科学省告示第69号）
- ・ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成22年文部科学省告示88号）
- ・ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- ・ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号）
- ・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）
- ・厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成27年2月20日一部改正）
- ・農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）
- ・遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）
- ・手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）
- ・特定胚の取扱いに関する指針（平成31年文部科学省告示第31号）
- ・匿名診療等関連情報の提供に関するガイドライン（令和2年10月1日厚生労働省保険局長通知）
- ・匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン（令和2年10月1日厚生労働省保険局長通知）
- ・匿名介護情報等の提供に関するガイドライン（令和2年10月1日厚生労働省老健局長通知）

（6）研究倫理教育の受講等について

補助金により行われる研究活動に参画する研究代表者等は、当該年度のこども家庭科学研究費補助金の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育に関し、以下の点をあらかじめ行っておかなければなりません。

研究代表者等が研究倫理教育の受講等をしていることについて、交付申請時に確認します。

【研究代表者が行うべきこと】

- ・交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、APRIN e-ラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、又は、「こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（令和5年6月12日こども家庭庁成育局母子保健課長決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・研究分担者（補助金の交付を受ける研究分担者を除く）から、交付申請前までに、当該研究分担者が研究倫理教育を受講等したことを確認すること

【研究分担者が行うべきこと】

- ・自ら研究倫理教育に関する教材（科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、APRIN e-ラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、又は、「こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（令和5年6月12日こども家庭庁成育局母子保健課長決定）を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること
- ・研究分担者は交付申請前までにこれを行い、補助金の交付を受けない研究分担者は、研究代表者が交付申請を行うまでに、受講等をした旨を研究代表者に報告すること

（7）臨床研究登録制度への登録について

臨床研究法（平成29年法律第16号）第2条に規定する臨床研究又は医師主導治験を実施する場合には、臨床研究法及び医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知に基づき、臨床研究等提出・公開システム（jRCT）に登録を行ってください。臨床研究法第2条に規定する臨床研究のほか、介入を行う研究を実施する場合には、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）等に基づき、当該臨床研究を開始するまでに以下のいずれかの臨床研究登録システムに登録を行ってください。それ以外の研究についても、研究の実施に先立っていずれかのシステムに登録するよう努めてください。また、事業実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書（様式自由）の添付が必要です。なお、登録された内容が、実施している研究の内容と齟齬がないかどうかについて調査を行うことがありますので了知ください。

○臨床研究等提出・公開システム（jRCT）

<https://jrct.mhlw.go.jp/>

○大学病院医療情報ネットワーク研究センター臨床試験登録システム（UMIN-CTR）

<https://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>

（8）府省共通研究開発管理システムについて

こども家庭科学研究費補助金においては、競争的研究費制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を用いて公募を行います。（応募時に研究計画書の書面提出は求めません。）

ア システムの使用に当たっての留意事項

システムによる応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト（<https://www.e-rad.go.jp/>）から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

○システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに 00:00～24:00

※ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad システムの運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめ示されます。

○研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、〔研究代表者〕が所属する研究機関及び〔研究分担者〕が所属する研究機関は、応募時までに登録されていることが必要と

なります。

研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○研究者情報の登録

研究課題に応募する〔研究代表者〕及び研究に参画する〔研究分担者〕は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当が登録します。必要な手続は e-Rad ポータルサイトを参照してください。

○個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究費制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府へ提供します。

イ システム上で提出するに当たっての注意

○ポータルサイト（<https://www.e-rad.go.jp/>）

○システムの利用方法

システムを利用の上、提出してください。e-Rad システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトからダウンロードできます。

○応募書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。

○ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

○画像ファイル形式

研究計画書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

○ファイル容量

アップロードできるファイルの最大容量は 10MB です。原則として、10MB を超えないようにファイルを作成してください。10MB を超える容量のファイルは e-Rad にアップロードできません。

なお、やむを得ず 10MB 以上のファイルを提出する必要がある場合は、ファイルを PDF に変換した状態で、CD-ROM 等に保存し配分機関担当部署（Ⅲ. 照会先一覧を参照

のこと。) へ提出してください。また、その場合は事前に配分機関担当部署へ連絡してください。なお、CD-ROM 等による提出の場合であっても、ファイルのアップロード以外の e-Rad による応募申請の手続は必要です。

○研究計画書アップロード

研究計画書類は、必要に応じて PDF ファイルに変換してアップロードしてください。

○研究計画書アップロード後の修正

<研究機関を経由する場合>

研究者が研究機関へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。研究機関へ提出した時点で修正することができなくなります。修正する場合は、研究機関へ修正したい旨を連絡してください。なお、研究機関承認後は、配分機関担当部署へ修正したい旨を連絡してください。

<研究機関を経由しない場合>

研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、配分機関担当部署へ修正したい旨を連絡してください。

○受付状況の確認

提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかつた場合は、研究機関まで至急連絡してください。研究機関に所属していない研究者は、配分機関担当部署へ連絡してください。提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

○余裕を持った応募のお願い

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和 3 年 12 月 17 日最終改正）に基づく研究インテグリティの一環として、研究代表者・研究分担者ともに、e-Rad 外の研究費の状況や現在の全ての所属機関・役職、また所属機関への適切な報告に関する誓約といった項目もシステムへ入力する必要があります（詳しくは、7（7）を参照）。これらの入力がない場合、システム上で応募の受付が完了しませんので、研究に参加する者それぞれが、必要項目の入力が完了しているか予め確認の上、余裕をもった応募をお願いします。

○その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、確認してください。

ウ システムの操作方法に関する問合せ先

システムの操作方法に関する問合せは、ポータルサイト内に掲載されているヘルプデスクにて受け付けています。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、公募要項の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

（9）researchmap への登録及び入力について

国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する researchmap は、日本最大級の研究者情報データベースであり、登録したデータは e-Rad 等のシステムにおいても利用可能となっています。登録した研究業績情報を活用することにより、研究計画書等の研究業績欄への効率的な入力が可能となりますので、積極的な登録及び情報入力をお願いします。

○国立研究開発法人科学技術振興機構「researchmap」：<https://researchmap.jp/>

5 公募期間

令和7年12月26日（金）～令和8年1月26日（月）午後5時（厳守）

※1 e-Rad 上の応募は、e-Rad の利用可能時間帯のみですので、注意してください。なお、公募期間最終日（1月26日（月））は午後5時で終了となりますので、特に注意してください。

※2 提出書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができますが、提出締切日までに受付状況が「配分機関受付中」となっていない場合は無効となりますので十分に注意してください。

6 提出書類

補助金に応募する研究代表者は、e-Rad を用いて、研究計画書（様式A（1））を提出してください（法人が実施する場合は、様式B（1）を提出してください。）。

7 その他

（1）研究の成果及びその公表

研究の成果は、研究者等に帰属します。ただし、補助金による研究事業の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫納付していただくことがあります。

なお、採択課題の概要（課題名、研究者名等を含む。）及び研究報告書等については、厚生労働科学研究成果データベース（国立保健医療科学院ホームページ※）に登録いただき、同ホームページにて公開されます。

※ 国立保健医療科学院ホームページ URL : <https://mhlw-grants.niph.go.jp/>

また、研究事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌、論文等において発表を行う場合は、補助金による事業の成果である旨を明らかにしてください。

※1 研究により得られた成果は研究の成果を継続的に追跡して評価するため、「行政効果報告（助成研究成果追跡資料）WEB登録」に必ず登録してください。

※2 論文等に記載する課題番号について（令和5年度採択課題より適用）

交付基準額通知に示される課題番号： XXYYZZZZ（英数字8桁）

XX：西暦下2桁

YY：研究事業コード

ZZZZ：年度通し番号

※3 論文中等の謝辞の記載例（交付基準額通知に示される課題番号が「25DA1234」の場合）

【英文】This work was supported by Children and Families Agency Program Grant Number JPCA25DA1234.

【和文】本研究はこども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 JPCA25DA1234 の助成を受けたものです。

研究事業コード	
D A	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（一般公募型）
D B	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（指定型）

（2）国民との双方向コミュニケーション活動について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組が求められています。研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上の研究成果の継続的配信等の本活動について積極的に取り組んでください。

（参考）

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

（<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>）

（3）成果の利用等について

研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表をするもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果の利用をする場合は、事前に、配分機関担当部署へ相談してください。

（4）健康危険情報について

厚生労働省においては、「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理体制の強化を進めており、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）について、広く情報収集が図られています。今般、こども家庭庁が設置され、これまで厚生労働科学研究費補助金の対象となっていた、こども政策（母子保健等）に係る研究に対する助成事業について所掌することとなりました。

移管後も、引き続き必要な危機管理体制の確保を図るため、こども家庭庁が行う研究助成事業による研究を実施する研究者におかれては、研究の過程で健康危険情報を得た場合には、こども家庭庁成育局母子保健課（メール：boshihoken.kagi@cfa.go.jp）及び厚生労働省健康危機管理・災害対策室（メール：emergency@mhlw.go.jp）へ通報してください。

なお、提供していただいた健康危険情報については、こども家庭庁や厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供してください。

（健康危険情報様式）

（20230401_policies_kagaku-kenkyu_09.docx）

（5）政府研究開発データベース入力のための情報

補助金により行う研究については、政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局）への入力対象となります。以下の情報については、e-Radを通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

ア 研究者番号（8桁）

e-Radにより研究者に一意に付与される研究者固有の番号（8桁）を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

イ エフォート

研究代表者等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間（正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。）に占める割合を百分率で表した数値（1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値）（いわゆるエフォート）を記入してください。また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願ひします。

$$A\text{ 研究者のエフォート率}(\%) = \frac{A\text{ 研究者が当該研究の実施に必要とする時間}}{A\text{ 研究者の年間の全勤務時間}} \times 100$$

ウ 研究分野

主たる研究分野（研究分野（主））と関連する研究分野（研究分野（副））について「研究の内容」の検索等を利用して選択いただき、それぞれのキーワードについても記入してください。

① 研究分野（主）

主たる研究分野を「研究の内容」の検索等を利用して当該研究の主要な部分の属する分野等を選択してください。

「キーワード」については、応募課題の内容を示す任意の文字を50字以内で記載してください。

② 研究分野（副）

関連する研究分野を「研究の内容」の検索等を利用して当該研究の主要な部分の属する分野等を選択してください。

「キーワード」については、応募課題の内容を示す任意の文字を50字以内で記載してください。

エ 研究開発の性格

当該研究について、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれに当たるかを記入してください。

また、7（1）の厚生労働科学研究成果データベース（国立保健医療科学院ホームページ）において公開された研究成果（投稿論文、取得した特許等）についても政府研究開発データベースに提供されます。

（6）AMEDマネジメントシステム（AMS）への研究成果の提供

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が機構内データベースとして構築しているAMSに対し、厚生労働科学研究成果データベース中の研究成果が提供されます。

（7）競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について

ア 補助金の応募の際には、こども家庭庁から交付される研究費（公益法人等から配分されるものを含む。）、他府省の研究費、独立行政法人から交付される研究費及び公益法人等から交付される研究費等の応募・受入状況（研究事業名、研究課題名、実施期間、補助要求額、エフォート等）を研究計画書に記載していただきます。また、研究代表者及び研究分担者は「応募中の研究費」、「事業実施中および受入予定の研究費」及び「e-Rad外の研究費」の応募・受入状況¹、加えて「現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）」について府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に入力をしてください。これらの情報は「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならざる、研究課題が十分に遂行し得るかどうか

か」を判断する際に参考するので、正確に入力をお願いします²。なお、計画書や府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあります。また、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）において、「寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援³を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報」について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を行って頂きますが、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合も、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。なお、誓約に加えて所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある旨、留意してください。

- 1 国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く）の応募・受入状況
- 2 秘密保持契約が交わされている共同研究等に関する情報については、以下のとおり取り扱います。
 - ・当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は入力せずに応募することができます（その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります）。
 - ・なお、今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることにも留意してください。
 - ・提出のあった情報については、秘密保持契約が交わされていない情報と同様に配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあります、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。
- 3 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

イ 課題採択に当たっては、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和3年12月17日最終改正）に基づき、e-Radを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を関係府省（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有し、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題を採択しない場合等があります。なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題に関する情報（競争的研究費名、研究者名、所属機関名、研究課題名、研究概要、計画経費等）やアの情報の一部について他府省を含む他の競争的研究費の担当課に情報提供する場合があります。

ウ 他府省の競争的研究費及び独立行政法人から交付される競争的研究費で、補助金と同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに配分機関担当部署へ報告し、いずれかの研究を辞退してください。また、公益法人等から交付される研究費等で同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに「Ⅲ. 照会先一覧」に記載された担当課へ報告し、指示に従ってください。なお、これらの手続きをせず、同一内容の研究課題の採択が明らかになった場合は、補助金の採択の取消し、また、交付決定後においては、補助金の返還等を求めることがあります。

（8）採択の取消し等

研究課題採択後において、こども家庭庁が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書、研究報告書等の提出期限を守らない場合や、当該研究者について上記4の（2）によ

り一定期間補助金を交付しないこととされた場合は、採択の取消し、また、交付決定後においては、補助金の返還等を求めることがあります（注）ので特に十分留意してください。

（注）一定期間補助金を交付しないこととされた当該研究者が研究分担者として参加している場合は、研究体制の変更を求めることがあります。

（9）個人情報の取扱い

補助金に係る研究計画書又は交付申請書等に含まれる個人情報は、補助金の業務のために利用及び提供されます。また、採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」とする他、マクロ分析や EBPM（Evidence Based Policy Making）の推進に必要な情報は「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供され、分析結果が公表される場合があります。また、上記（5）及び（6）に基づく情報提供が行われる場合があります。

（10）リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許※については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議）に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

※当該指針において「リサーチツール特許」とは、ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許をいいます。実験用動植物、細胞株、単クローニング抗体、スクリーニング方法などに関する特許が含まれます。

（11）歳出予算の繰越しについて

交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、補助金を翌年度に繰越して執行することができる場合があります。詳細は、「こども家庭科学研究費補助金等に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」（令和 5 年 4 月 3 日こ成母第 12 号母子保健課長決定）

（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f5b9d430-ca0d-4d42-bcca-0e2de2f55a68/54b73d02/20230401_policies_kagaku-kenkyu_13.pdf）を参照してください。

（12）バイオサイエンスデータベースへの協力について

ライフサイエンス分野の研究を実施する場合（人体に由来するデータを取り扱う研究を含む。※）には、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター（※※）に提供していただくよう協力依頼します。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも協力依頼することができます。

※ 人体に由来するデータ等については、収集、保存、公開の方針が、個人情報保護等の観点から、人以外の動物や物質等由来の情報とは異なり、慎重な対応が不可欠であり、その方針を検討する必要があることから、従来は対象外としていました。

しかしながら、バイオサイエンスデータベースセンターにおいて、平成 25 年度に、人体に由来するデータの共有や取扱いに関するガイドライン（注）が定められたことから、今後はこれらガイドラインに沿って同センターへの提供について協力方お願いします。な

お、この場合であっても、個人情報等の取扱い（研究データの第三者への提供等）については上記4（5）に掲げる省令・倫理指針等を遵守することが前提となりますので留意してください。

（注）ガイドラインについては以下のページを参照してください。

<https://humandbs.dbcls.jp/>

※※ バイオサイエンスデータベースセンター（<https://biosciencedbc.jp/>）

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に設置されました。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指しています。

（13）こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用の推進について

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

このため、こども家庭科学研究においても、「こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」（令和5年12月21日こ成母第357号こども家庭庁成育局母子保健課長決定、令和7年4月1日改定）に基づいて、令和6年度以降に新規に開始する全ての研究について、研究班毎に、データマネジメントプラン（DMP）を作成し、DMPによる研究データ管理とメタデータ付与による研究データ利活用を行うこととなりました。

詳細は、「こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」をご参照ください。

URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/kagaku-kenkyu/kitei/>

（14）若手研究者※等の参画について

こども家庭科学研究では、「研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること」を採択条件に含めています。

また、行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、申請者が一定の年齢であることを条件とすることにより、将来のこども家庭科学研究を担う研究者を育成する、若手育成型の課題を公募する場合があります。

統合イノベーション戦略2023においても、より一層の若手研究者等の育成・確保が求められています。

※現時点における若手研究者の定義

満39歳以下（令和8年4月1日現在で満39歳以下の者（1986年（昭和61年）4月2日以降に生まれた者））の研究者

なお、若手育成型の研究事業であっても、産前・産後休業又は育児休業を取得した者については、その日数を応募資格の制限日に加算することができます（研究計画書に休暇を取得したことを所属機関の長が証明した書類（様式自由）を添付してください）。

（15）こども家庭科学研究費補助金等による研究課題の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の支援について

こども家庭科学研究費補助金等による研究課題の実施のために雇用される若手研究者について、こども家庭科学研究費補助金等から人件費を支出しつつ、当該研究課題に従事するエフォートの一部を、研究課題の推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することを可能としました。

詳細や手続きについては、「こども家庭科学研究費補助金等による研究課題の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の支援について（令和5年4月3日こ成母第13号母子保健課長決定）」をご確認ください。

（16）こども家庭科学研究費補助金等の直接経費からの研究以外の業務の代行に係る経費の支出（バイアウト制度）について

こども家庭科学研究費補助金等の直接経費の使途を拡大し、研究代表者本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務の代行に係る経費の支出を可能としました。

詳細や手続きについては、「こども家庭科学研究費補助金等の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出（バイアウト制度）について（令和5年4月3日こ成母第14号母子保健課長決定）」をご確認ください。

（17）統計法第33条第1項による調査票情報の提供について

公的機関との共同研究や公的機関からの公募の方法による補助を受けて行う研究など高度な公益性を有する研究などに利用する場合であり、統計表の作成又は統計的研究などに限り、統計調査の調査票情報の提供について、申出を行うことができます。

こども家庭庁が実施した統計調査の調査票情報の提供についての詳細や申出要件等については、以下のページをご参照ください。

<https://www.cfa.go.jp/resources/research/teikyou>

（18）研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係

る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

詳細は、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を参照してください。

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/tougoenryaku/integrity_housin.pdf

（19）博士課程学生の待遇の改善について

「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と待遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しております、研究活動を行うための環境の整備や待遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した待遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- ・ 科学技術・イノベーション基本計画では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の待遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

（20）男女共同参画、人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」、「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。この項において以下「共通指針」という。）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、こども家庭科学研究においても、性差が適切に考慮されるようにするとともに、女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

なお、育児休業等（産前休暇、産後休暇、育児休業または介護休業）を取得した場合、所要の手続き（事業変更申請書の提出等）を行い、研究の中止、研究期間の延長をすることができます。詳細は以下のQ&Aを参照してください。

〈こども家庭科学研究費補助金等における育児休業等に関するQ&A〉

[20230401_policies_kagaku-kenkyu_00.pdf](#)

また、共通指針においては、次代を担う理工系分野の人材育成の促進のための取組として、研究者の負担増にならないよう配慮しつつ、競争的研究費を獲得した研究者や研究機関が、研究活動の成果をデジタルも活用しながら、こどもたちにアウトリーチ活動をするインセンティブを付与することを求めています。こども家庭科学研究においても、理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用や、研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとしてSNS等で配信するための費用を直接経費から支出することができます。

（21）重要な技術の流出防止措置について

バイオ技術、医療・公衆衛生技術等の「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）第1章第3節（2）において示されている技術領域※1に関する研究課題であって、令和7年度以降に新規に開始する課題については、以下のとおりコア重要技術等※2に対して技術流出防止措置※3を講じてください。

年度あたりの交付額が10億円以上となる場合、コア重要技術等を特定するとともに、その流出を防止するために必要な措置を講じ、これらの具体的な内容を研究計画書に記載してください。

年度あたりの交付額が10億円未満の場合においては、各研究事業の照会先に個別に相談してください。コア重要技術等の性質等に応じた流出防止措置を行うことが適切である場合は、該当するコア重要技術等及びその流出を防止するために必要な措置の具体的な内容を研究計画書に記載してください。

なお、コア重要技術等に該当するものが生じることが見込まれない場合は、研究計画書に該当がない旨を記載してください。

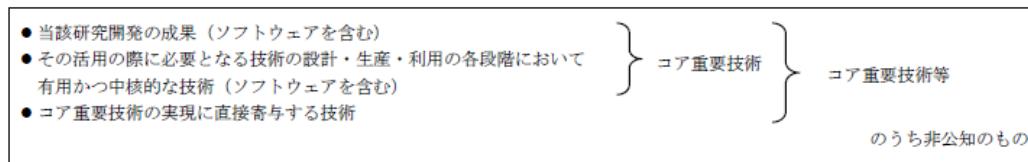
※1 バイオ技術、医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）、人工知能・機械学習技術、先端コンピューティング技術、マイクロプロセッサ・半導体技術、データ科学・分析・蓄積・運用技術、先端エンジニアリング・製造技術、ロボット工学、量子情報科学、先端監視・測位・センサー技術、脳コンピュータ・インターフェース技術、先端エネルギー・蓄エネルギー技術、高度情報通信・ネットワーク技術、サイバーセキュリティ技術、宇宙関連技術、海洋関連技術、輸送技術、極超音速、化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）、先端材料科学等

※2 コア重要技術：研究課題の成果及びその活用の際に必要となる技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む。）

コア重要技術等：コア重要技術及びコア重要技術の実現に直接寄与する技術

（注）コア重要技術、コア重要技術等いずれも公然と知られていないものに限る。

コア重要技術等についての補足説明は以下のとおり。



「当該研究開発の成果」：国による資金を用いて実施した研究開発プログラムによって研究開発される技術（技術流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの）

「研究開発成果の活用の際に必要となる技術」：研究開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要となる研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等。

「設計の段階において有用かつ中核的な技術」：設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「生産の段階において有用かつ中核的な技術」：生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「利用の段階において有用かつ中核的な技術」：利用の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術

「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」：その技術を知ることでコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当。

【コア重要技術等の具体的なイメージ例】

- 素材の生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する温度・湿度条件
- プログラムを設計する段階において必ず使用され、かつ性能を決定するデータなど

※3 技術流出防止措置の一例

（ア）コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術及び公然と知られておらず、かつ、コア重要技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア重要技術等」という。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。

（イ）コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

（ア）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避免義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。）における管理

国の支援を受けて研究開発を実施する者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際に

は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）及び下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。

（22）医療レセプト情報等を格納した匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）利用に係る注意事項

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の利用を検討している場合は、下のホームページで必要情報（※）を確認のうえ、研究計画書を作成してください。

※提供申出の手続、提供までに必要となる期間（手続開始から 1 年以上を要する場合があります。）、

提供データの種類や項目、申出に対する審査観点、公表前確認の手順等

なお、研究課題が採択された場合であっても、NDB の提供については、法令やガイドラインに沿った審査等の手続が必要となるためご留意ください。

（匿名医療保険等関連情報データベースの利用に関するホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryuhoken/reseputo/index.html

III. 照会先一覧

この公募要項の記載内容に関して疑問点が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会してください。なお、審査状況のお問い合わせや応募予定の研究内容についての個別の相談には対応しませんのでご留意ください。

研究事業名	連絡先
DA 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業	成育局母子保健課（直通：03-6862-0518）

IV. 研究課題の評価

研究課題の評価は、「こども家庭庁の科学研究開発評価に関する指針」（令和5年6月2日こども家庭庁成育局母子保健課長決定）に基づき、新規申請課題の採択の可否等について審査する「事前評価」、研究継続の可否等を審査する「中間評価」（※）、研究終了後の研究成果を審査する「事後評価」の三つの過程に分けられます。必要に応じて、研究終了後3年を経過した後、施策への活用状況等を審査する追跡評価を行います。

「事前評価」においては、提出された研究計画書に基づき外部専門家により構成される事前評価委員会において、下記の「専門的・学術的観点」、「行政的観点」及び「効率・効果的な運営の確保の観点」からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加えます。）を経たのち、研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。（なお、公募研究課題によっては、必要に応じ申請者に対して申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行います。）

研究課題決定後は、速やかに申請者へ文書で通知します。

また、採択された課題等については、印刷物のほかこども家庭庁ホームページ等により公表します。

※ 研究期間が複数年度で採択された研究課題であっても、中間評価により中途で終了することがあります。

○ 事前評価の評価事項

（1）専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア 研究のこども家庭科学分野における重要性

- ・こども家庭科学分野に対して有用と考えられる研究であるか

イ 研究のこども家庭科学分野における発展性

- ・研究成果がこども家庭科学分野の振興・発展に役立つか

ウ 研究の独創性・新規性

- ・研究内容が独創性・新規性を有しているか

エ 研究目標の実現性・効率性

- ・研究期間の各年度毎の目標が明確か

- ・実現可能な研究であるか

- ・研究が効率的に実施される見込みがあるか

オ 研究者の資質、施設の能力

- ・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか

- ・臨床研究の場合は、疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

（2）行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア 政策等への活用（公的研究としての意義）

- ・施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性

- ・間接的な波及効果などが期待できるか

- ・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか

- ・社会的・経済的効果が高い研究であるか

イ 行政的緊急性

(3) 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする。

- ・研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか
- ・他の民間研究などにより代替えできるものではないか
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか）

(4) 総合的に勘案すべき事項

ア いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

イ 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

ウ これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。

エ 申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

(5) 申請課題の採択に当たっては、研究開発資金の重点的・効率的配分を図る観点から、関係省庁等と十分な連携・調整等を図ることとする。

○ 中間評価の評価事項

(1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア 研究計画の達成度（成果）

- ・当初の計画どおり研究が進行しているか

イ 今後の研究計画の妥当性・効率性

- ・今後研究を進めていく上で問題点はないか
- ・問題点がある場合には、研究内容等の変更が必要か
- ・その際にはどのように変更又は修正すべきか

ウ 研究継続能力

- ・研究者の構成、研究者の能力や施設の設備からみて研究を継続し、所期の目的を達成することが可能か

- ・研究者の構成に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか

(2) 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

評価時点での政策等への活用（公的研究としての意義）

- ・施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・間接的な波及効果などが期待できるか
- ・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・社会的・経済的効果が高い研究であるか

(3) 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究の中止や研究計画の見直しを条件とする。

- ・研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか

- ・他の民間研究などにより代替えできるものではないか
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか）

（4）総合的に勘案すべき事項

- ア いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- イ 研究継続申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、次年度の継続研究課題に対する研究課題の概要、研究の経過及び今後の展望等についても説明を求めるものとする。

○ 事後評価の評価事項

（1）専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ア 研究目的の達成度（成果）
 - ・所要の目的を達成したか
 - ・所要の目的を達成できなかった場合は、どこに問題があったか
- イ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
 - ・研究成果の学術的・国際的・社会的意義がどの程度あるか
- ウ 研究成果の発展性
 - ・研究成果の今後の研究への発展性があるか
- エ 研究内容の効率性
 - ・研究が効率的に実施されたか

（2）行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

研究成果の政策等への活用（公的研究としての意義）

- ・施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・間接的な波及効果などが期待できるか
- ・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・社会的・経済的効果が高い研究であるか

（3）効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ・研究が効果的・効率的に実施されたか

（4）国民へのわかりやすい説明・普及の努力の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ・研究の成果や意義が、国民にわかりやすく説明されているか
- ・研究成果を普及（社会還元）等させるために、研究者（機関・法人）が十分に取り組んでいくこととしているか

（5）評価の際には、専門学術雑誌への発表並びに学会での講演及び発表など研究成果の公表状況や特許の出願及び取得状況について考慮する。

（6）当該研究の研究代表者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、研究の結果及び成果と今後の展望等についても説明を求めるものとする。

V. 公募研究事業の研究類型について

＜補助金のうち本公募要項において公募を行う研究類型について＞

公募要項では、「一般公募型」「指定型」のうち、「一般公募型」（一般公募による競争的枠組み）の類型について募集を行います。

VII. 各公募研究課題の概要等

DA 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

1 研究事業の概要

(1) 背景

令和5年4月、こども施策を総合的に推進することを目的とするこども基本法が施行された。こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講すべき施策を指している。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われることの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

また、こども施策を総合的に推進するために定められたこども大綱においては、「こどもまんなか」の実現に向けたEBPMの取組として、こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築が掲げられている。こども基本法の基本理念にのっとり、国はこども施策を総合的に策定し、および実施する責務を有することから、こども施策を科学的な観点から検討し、推進していく必要がある。また「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえて、こども施策の科学的基盤を構築していく必要がある。

本研究事業は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づいて、全てのこどもの健やかな発達・成長及びwell-beingの向上に向けて、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための調査及び研究を実施するものである。

(2) 事業目標

生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題を明らかにする。またこれらの課題に対して、こども家庭庁が目指す、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、健やかな成長を社会全体で後押しするための保健、医療、福祉等のより幅広い関係分野での科学的な研究を推進する。

(3) 研究のスコープ

以下に挙げる保健、医療、福祉等に関する研究を実施する。

＜こどもの健やかな成長や発達につなげる科学的研究＞

健康診査、栄養、保育、低出生体重児、多胎児、外国人、こどもの障害、CDR (Child Death Review) 、虐待等に関連した、こどもの健やかな成長や発達につなげる科学的研究を実施する。

＜妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学的研究＞

プレコンセプションケア※、不妊症・不育症、妊娠、母子感染、産後のケア、父親支援、育児等、妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援につなげる科学的研究を実施する。

※男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うように促すこと。

＜こども施策の総合的な推進につなげる科学的研究＞

こども施策のデジタル化、成育医療等の施策に関するアセスメントの標準化、自治体を通じたこども施策の実施の在り方に関する検討等、こども施策の横断的な推進につなげる科学的研究を実施する。

(4) 期待されるアウトプット

こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための科学的根拠を得る。具体例として以下のようなものが挙げられる。

＜こどもの健やかな成長や発達につなげる科学的研究＞

- ・新生児マススクリーニング検査の体制整備に係る評価・提言の作成
- ・低出生体重児の中長期的フォローアップ・支援に関する手引きの作成

＜妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学的研究＞

- ・妊娠婦の栄養摂取状況の評価に資するツール案の作成
- ・産後のケアに関するエビデンスの整理・提言の作成
- ・自治体で父親の子育て支援に活用できるプログラムの開発

＜こども施策の総合的な推進につなげる科学的研究＞

- ・デジタル化した母子保健情報を利活用する際のマニュアル及び支援ツールの作成
- ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく評価指標及び施策の実施状況のモニタリングシステムの構築

（5）期待されるアウトカム

こども家庭庁の基本理念及び成育基本法で示された理念のもと、妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備を図り、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標（新生児死亡率、全出生数中の低出生体重児の割合、BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合、産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合、こどもを持つ夫の家事・育児関連時間、成育医療等基本方針を踏まえた計画を策定している市町村数（都道府県数）など）の改善等に繋げていく。

（6）国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）研究との関係性について

AMED 成育疾患克服等総合研究事業においては、特に成育疾患の予防方法・治療方法の開発に向けた臨床的な観点を中心とした研究が行われている。本研究事業では、それらの成果を踏まえて、成育疾患克服に資する体制の構築などの保健・行政的アプローチを主とする研究を実施している。具体的には、AMED 研究で新生児マススクリーニングに関する検査・治療技術等に係る客観的な評価基準を作成し、本研究事業でその成果を踏まえた検査・治療体制や倫理的な課題への対応について検討することなどが挙げられる。

DA-1 公募研究課題

(1) 研究課題名

産後ケア事業の効果検証及び自治体と精神科医療機関等との連携の在り方に関する研究

(2) 目標

産後は心身の変化や慣れない育児等により、産後うつのリスクが高い時期であり、産後うつのリスクが高いとされているEPDS9点以上の産婦の割合は約1割弱で推移している。産後ケア事業実施施設においては約8割が産後うつの可能性が高い産婦を受け入れ可能としており、うち約5割に受け入れ実績があり、メンタルヘルスに関する事前情報の共有など市町村と連携し心身の状況に応じたケアが行われている。一方、メンタルヘルスに課題のある産婦への産後ケア事業実施前後の効果や地域での継続的な支援の実態等については明らかになっていない。

本研究では、メンタルヘルスに課題を有する産婦における産後ケア事業実施前後の効果検証及び地域において安心して育児ができるための自治体と精神科等医療機関等との連携の実態・あり方を提示することを目的とする。

(3) 求められる成果

- ・産後ケア事業の実施前後の効果に関する文献レビュー等により、検証可能なアウトカム及び評価指標について検討する。
- ・ハイリスクな妊産婦で産後ケア事業を利用した産婦について、既存データも活用し、産後ケア事業実施前後のメンタルヘルスの指標の変化を調査し、メンタルヘルスの変化や変化の要因となった事象の分析・検討等、産後ケア事業の効果を検証する。
- ・メンタルヘルスに課題のある妊産婦について、妊娠中から産後にかけての事業の活用や支援、精神科医療機関との連携による支援、平時の地域生活における支援など継続的・効果的に支援を実施できた自治体の個別事例を収集し提示する。
- ・メンタルヘルスに課題のある妊産婦支援について、市町村と精神科医療機関との連携における課題に対する解決に向けた具体的方策を検討する。

(4) 研究費の規模等[※]

○研究費の規模：1課題当たり年間 13,000千円程度[※]（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和9年度

○新規採択課題予定数：1課題程度[※]

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（5）採択条件

- ・産後ケア事業又は妊産婦のメンタルヘルスに関する研究について十分な実績のある様々な専門家（産科医師、精神科医師等）、看護職（保健師、助産師、看護師）、政策効果の分析・評価について実績のある専門家等を研究分担者とし、調査結果の分析及びとりまとめ、並びに政策評価の実施が可能な研究班体制が構築されていること。
- ・市町村の母子保健活動の実施者（自治体職員、関係団体等）の意見が反映される体制が整備されていること。妊産婦を含む地域におけるメンタルヘルス対策について、知見のある有識者を研究班に含めることが望ましい。
- ・年に3回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

DA-2 公募研究課題

（1）研究課題名

父親の子育て支援推進のためのプログラムの確立に向けた研究

（2）目標

令和5年3月に閣議決定された成育基本法の基本方針において、父親に対する支援の必要性が言及され、「父親の孤立」が解決すべき課題として明記されている。

一方、先行研究において、自治体における父親を主な対象者とする育児支援事業の実施は約10%と3年前の前回調査より上昇しているが、実施していない自治体においては、業務の多忙やニーズが不明確などの課題が明らかとなっており、自治体の父親支援に対するさらなる後押しを求められている。

そのため、本研究において、自治体が父親支援の必要性の判断や必要な支援を明らかにするためのツール及びその活用・具体的な支援方法、うつの可能性の高い父親における自治体と職場等のメンタルヘルス対策との連携例の提示、効果的な連携支援の在り方を提言することを目的とする。

（3）求められる成果

- ・新生児や乳児の家庭訪問、乳幼児健診、相談時等において活用可能な、父親支援の必要性や必要な支援を明らかにするためのツール（問診票、スクリーニングシート等）を作成し、共働きやハイリスクな家庭など状況に合わせた活用方法について提示する。
- ・自治体で把握した産後うつの可能性の高い父親について、地域と職場等で連携し支援している事例や、企業が育児休暇取得者や取得予定者等に自治体の父親向け支援プログラムへの参加を促すなど、企業による父親支援の具体的なアプローチ事例等を調査し、地域と職域等との連携の方向性について検討し提示する。

（4）研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 8,000千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和10年度

○新規採択課題予定数：1課題程度※

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（5）採択条件

- ・父親の産後うつやメンタルヘルス等、父親支援に係る研究について、十分な実績のある様々な専門家から構成された研究代表者及び研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
- ・父親支援、親子支援に関する十分な実績があり、調査結果の分析や取りまとめができる基盤が構築されていること。自治体と職域等との連携や企業における父親支援について知見を持つ有識者が参加する体制とすることが望ましい。

- ・年に3回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する場を設けること。（計画書に班会議開催の時期について含めること。）
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

DA-3 公募研究課題

(1) 研究課題名

自治体の母子保健機能における、児童福祉との共有が必要な妊産婦・こども・家庭への効果的な支援のための自治体内外の情報共有・連携・利活用の在り方に関する研究

(2) 目標

近年、妊産婦やこどものいる家庭が抱える課題は多様化している。そのため、これらの家庭を支援する、特にこども家庭センターを基盤とした自治体の母子保健機能においては、家庭が抱える課題や支援の必要性を適切に把握し、児童福祉機能や他自治体と連携を図ることが急務である。

一方、多くの自治体においては、自治体独自のリスクアセスメントシート等を使用している実態もあり、リスクアセスメントの捉え方が異なることや、情報が円滑に共有されないことが課題となっている。また、その結果、例えば、リスクの高い家庭が他自治体に転居した場合等に、リスクの程度や当該家庭の有する課題が適切に共有されないという現状もある。

妊産婦や子ども、家庭が早期に適切な支援を受けるためには、母子保健機能と児童福祉機能との連携を強化し、地域を超えた情報共有が重要である。本研究では、リスクアセスメント評価の更なる標準化に向けた方策、地域の状況やニーズに応じたプログラムの実装及び方策を実証的に検証することにより、効果的かつ効率的な母子保健機能と児童福祉機能との連携強化に向けた社会実装の方策を示すことを目的とする。

(3) 求められる成果

- ・自治体の母子保健機能における、児童福祉機能・他自治体との情報共有に用いる標準的なリスクアセスメントツールの精度・実装可能性の検討
- ・自治体間及び部門間における情報共有時のリスクアセスメントの実施状況と、共通ツール（リスクアセスメントシート等）の利用実態の把握

なお、上記においては、自治体内における共通ツール（リスクアセスメントシート等）の使用有無、使用している場合の活用場面・手順・判断基準、情報整理・共有の方法、使用していない場合の導入意向、さらにツール導入・継続運用における阻害要因および促進要因を明確にすることを含む。

また、これらを踏まえ、自治体間および部門間での情報共有の質向上、ならびにリスクアセスメントの標準化・実装可能性向上に向けた方策等を提示すること。

(4) 研究費の規模等[※]

- 研究費の規模：1課題当たり年間 10,000千円程度[※]（間接経費を含む）
- 研究実施予定期間：令和8年度～令和9年度
- 新規採択課題予定数：1課題程度[※]

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

(5) 採択条件

- ・こども家庭センターに関連する様々な専門家（産婦人科・小児科医等の医療職、保健師等の看護職、児童養護等の児童福祉に係る専門家、公衆衛生や地域保健の専門家）、統計に係る専門家の意見が反映される体制が整備されていること。
- ・市町村の母子保健活動の実施者（行政、専門家、関係団体等）の意見が反映される体制が整備されていること。
- ・年に3回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

DA-4 公募研究課題

(1) 研究課題名

既存データベース等を用いたより適切な不妊治療の検討に資する研究

(2) 目標

不妊治療に関しては、不妊症の診断から治療開始までの期間が長いことや、治療を受ける年齢が諸外国と比較して高いこと等が以前より指摘されており、平成25年の検討会報告書では、特定治療支援事業において助成対象年齢や通算助成回数等が設定された。その後、生殖医療ガイドラインの策定により標準化が行われ、令和4年4月より不妊治療の保険適用が開始された。平成25年の検討から約10年が経過する中で、生殖医療技術の進歩、晩婚化・晩産化のさらなる進行等、不妊治療を取り巻く状況も変化しており、現在の実情に即した検討を行うことが必要である。

令和5～7年度のこども家庭科学研究において、保険適用前後の変化等に関する医療機関への実態調査を行っているが、レセプトデータも蓄積されてきていることから、本研究においては、本研究においては、NDBや日本産科婦人科学会のART登録データベース等の大規模データベースを併用し、保険適用後の不妊治療の実態を把握する。また、必要に応じて海外の状況も調査しながら、不妊治療をより適正化するための根拠となる資料を作成することを目的とする。加えて、不妊治療の実態を継続的にモニタリングし、定期的な評価につなげるため実態把握の方法論およびその指標を検討することを目的とする。

(3) 求められる成果

- ・本研究においては、NDBや日本産科婦人科学会のART登録データベース等の大規模データベースを併用した分析により保険適用後の不妊治療の課題を検証し、その改善策を検討した上で、エビデンスを整理する。
- ・生殖補助医療における治療周期数や妊娠率等の臨床データを収集し、年齢別の生産分娩率、流産率、産科合併症リスク、累積分娩割合等のデータについて、晩婚化や不妊治療の実態、最新の医学的知見を踏まえて評価を行う。また、不妊治療の実態を継続的にモニタリングするための方法論およびその指標を検討し、継続的な評価を行う仕組みを構築する。
- ・関係学会、関係団体等と連携し、今後、更なるエビデンスの評価が必要とされるような医療の、今後の対応の方向性に関する検討を行う。これらの評価結果に基づき、関連学会等と連携・協力しながら、当該治療及び検査の有効性について診療ガイドラインやマニュアル等への記載等も含め、検討を行う。

(4) 研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 12,000千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和10年度

○新規採択課題予定期数：1課題程度※

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定期数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

(5) 採択条件

- ・本研究においては、NDB や日本産科婦人科学会の ART 登録データベース等の大規模データベースを併用した分析を行うこと。
- ・生殖補助医療の専門家を研究分担者又は協力者とする研究班体制が構築されていること。なお、統計学・疫学・データベースの構築に関する知見をもつ研究者を研究班に含むことが望ましい。
- ・日本産科婦人科学会及び日本生殖医学会等の関係学会・関係団体との合意の下、研究を実施できる体制であること、及びそれを示す書類を提出できること。
- ・年に 3 回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

DA-5 公募研究課題

(1) 研究課題名

新生児マススクリーニング検査の対象疾患拡充の検討に資する研究

(2) 目標

わが国の先天性代謝異常等検査（新生児マススクリーニング検査）は、タンデムマス法の導入や厚生労働科学研究の成果を踏まえて対象疾患を拡大し、平成29年度以降は20疾患を対象に実施されている。

近年、関係学会等から対象疾患の拡充の必要性が指摘されており、令和2~4年度には日本医療研究開発機構（AMED）の成育疾患克服等総合研究事業において、新規対象疾患の選定基準や体制整備に関する研究が行われた（「新生児マススクリーニング対象拡充のための疾患選定基準の確立」）。それを踏まえ、令和5~7年度にはこども家庭科学研究費補助金において、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」と連携する形で、新たな検査法や疾患の追加に際した課題等に関する研究が行われている（「先天性代謝異常等検査の体制整備のための研究」）。

重要な公衆衛生施策の1つである新生児マススクリーニング検査を持続的かつ適正に実施するためには、新たな検査法や疾患の追加に際して、疾患の選定の考え方および検査・診療体制を整備するとともに、選定の考え方について信頼性・妥当性を検証できる仕組みを構築し、科学的根拠に基づいて追加の是非を検討することが重要である。

本研究では、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」と連携・協力しつつ、実証事業に参加する自治体において明らかになってきた課題の把握・調査を行い、これらの課題について検討することで、より適切な新生児マススクリーニング検査の実施に資することを目的とする。

(3) 求められる成果

- ・追加候補疾患の選定の考え方について、科学的な信頼性および妥当性について継続的に検討できる方法の確立
- ・上記の選定の考え方を踏まえた、追加候補疾患に関する精緻な科学的知見の整理
- ・新生児マススクリーニング検査に関する遺伝カウンセリングを含めた実施体制整備の状況について継続的に把握し評価する仕組みの確立
- ・新生児マススクリーニング検査における追加候補疾患に係る検査法について、有用性を客観的に評価できるような研究手法の開発
- ・全国展開を見据え、実証事業参加自治体において事業実施の過程で顕在化した課題の体系的な調査・把握
- ・「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」の対象疾患である脊髄性筋萎縮症（SMA）および重症複合免疫不全症（SCID）について、実証事業の状況を踏まえ、陽性者がより速やかに精密検査および治療につながることができる仕組みの検討

なお、実証事業を踏まえた課題の整理については、研究開始後1年以内を目途に中間評価を報告すること。報告内容及び具体的な時期については、担当課と協議の上決定する。

（4）研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 10,000千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和9年度

○新規採択課題予定数：1課題程度※

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（5）採択条件

- ・新生児マスクリーニングに関する様々な専門家（費用対効果分析・公衆衛生の専門家、小児科専門医、産婦人科専門医、臨床遺伝専門医、遺伝に関する倫理の専門家等）を研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
- ・新生児マスクリーニングの関係者（関係学会、自治体、関係団体等）との連携体制が整備されていること。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を参画させるよう努めること。

DA-6 公募研究課題

（1）研究課題名

妊娠婦等に対する栄養・食生活に関する知識の普及と効果的な支援を検討するための研究

（2）目標

妊娠期・授乳期においては、母子の健康の確保のために適切な食習慣の確立を図ることが重要であり、母子の将来に影響する妊娠期の栄養に関する科学的根拠の蓄積は不可欠である。一方で、日本人の食事摂取基準（2025年版）において妊婦・授乳婦の栄養素等摂取量に関する報告が乏しいことが示される等、妊娠前、妊娠初期、妊娠中期、妊娠後期及び産後の各期における妊娠婦の栄養摂取状況の実態を詳細に把握する研究のさらなる蓄積が必要である。

本研究では、妊娠婦の妊娠前から産後にかけての身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の実態について、計測、アンケート調査及び食事記録調査等により把握し、妊娠前から留意すべき栄養摂取や生活習慣の具体を明らかにし、その改善に資する支援ツール案を作成することにより、妊娠婦等の適切な食習慣の確立に向けた行動変容を促すことを目標とする。

（3）求められる成果

- ・我が国の妊娠婦の妊娠前からの栄養摂取状況や食生活、身体状況等の実態把握
- ・妊娠婦等の栄養・食生活の支援に資するツール案の提示
- ・成育医療等基本方針等における妊娠婦等の栄養・食生活の評価指標に関する提言
なお、成育医療等基本方針等における妊娠婦等の栄養・食生活の評価指標に関する提言については、研究開始後1年以内を目途に中間評価を報告すること。報告内容及び具体的な時期については、担当課と協議の上決定する。

（4）研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 9,000千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和10年度

○新規採択課題予定数：1課題程度※

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（5）採択条件

- ・妊娠婦の健康・栄養、行動科学、疫学、統計等に関する専門家を研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
- ・関係学会、関係団体、自治体等と適切に連携・協力する研究班体制が整備されていること。

- ・若年女性や妊産婦の健康・栄養、行動科学、疫学、統計等に関する研究についての十分な実績があり、調査結果の分析やとりまとめができる基盤が構築されていること。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

DA-7 公募研究課題

(1) 研究課題名

低出生体重児の支援手法確立に向けた研究

(2) 目標

日本における全出生数中の低出生体重児（出生時体重が 2,500g 未満の新生児）の割合は、1970 年代以降から 2005 年頃まで上昇し、2005 年以降は 9.5% 前後で推移している。低出生体重児は、乳幼児期には成長発達の遅れ、神経発達症等のリスクが高いことは多く報告されており、令和 5～7 年度こども家庭科学研究では、極低出生体重児を中心とする出生後から成人期までのフォローアップ体制の整備のため、長期予後に関するエビデンスのレビュー、学童期以降となった極低出生体重児の実態調査、医療機関のフォローアップ体制の調査、自治体における低出生体重児への支援に関する調査を実施したところであるが、低出生体重児の中で最も低体重の超低出生体重児（出生体重が 1,000g 未満の新生児）の医療機関でのフォローアップ実施期間は、6 歳時までは 98% であったが、9 歳時 69%・10 歳以上は 15% であった。また、自治体の母子保健部局は、低出生体重児の家族から受ける相談のうち、親のストレスや不安、言語発達、療育、知的発達、不注意多動等の対応について、高率（50%～75%）で苦慮しているという調査結果が得られた。これらの結果から、特に 6 歳以降の低出生体重児に関して、身体的・精神的・社会的（biophychosocial）な観点から、十分な支援が行き届いていない可能性が示唆された。

本研究では、低出生体重児の成長・発達の特性に応じた養育支援や医療の提供のために、以下の 4 つを目標とする。

- ・ 家族の子育てにおける様々な悩みや負担に関する調査を実施し、低出生体重児の成長・発達の特性に応じた必要な支援についての課題と必要な支援を明らかにし、入院中からの継続した家族支援の効果を検証する。
- ・ 低出生体重児が継続的に必要な医療を受けられることを目的として、長期的合併症、身体発育の特徴、発達マイルストーン通過時期、Quality of Life 等を医学的データから明らかにし、それらの結果をもとに出生後から成人期までのヘルスチェックプログラムを策定する。
- ・ 低出生体重児として出生した方に関わる幅広い保健医療従事者（小児科領域以外を専門とする医療従事者、自治体職員、教育関係者等）が、低出生体重児の成長・発達の特性について理解を深めることができる資材を作成し、配布する。
- ・ 家族が低出生体重児の成長・発達の特性について理解し、子育てに活用できるための資材を作成する。

(3) 求められる成果

- ・ 低出生体重児の家族の子育てにおける様々な悩みや負担に関する調査
- ・ 診療情報のデータ分析を基にした発達マイルストーン通過時期等の分析
- ・ 出生体重児の成長・発達の特性について、低出生体重児として出生した方に関わる幅広い保健医療従事者が理解を深めることができるための資材

- ・家族が低出生体重児の成長・発達の特性について理解し、子育てに活用できるための資材

なお、厚生労働科学研究費補助金（健やか次世代育成総合研究事業）「低出生体重児等の成長・発達評価手法の確立のための研究（令和3年度～令和4年度）」、こども家庭科学研究補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「低出生体重児の中長期的な心身の健康リスクの解明とフォローアップ・支援体制の構築に向けた研究（令和5～7年度）」、子ども・子育て支援推進調査研究事業「小さく産まれた赤ちゃんへの保健指導のあり方に関する調査研究（平成30年度）」の成果等を参照して実施すること。

（4）研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 9,000千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和10年度

○新規採択課題予定数：1課題程度※

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（5）採択条件

- ・研究代表者は、低出生体重児の成育過程に関する研究の十分な知見と実績があり、包括的及び俯瞰的な視点で研究を実施すること。
- ・低出生体重児の成長・発達に関する様々な専門家（新生児科医、小児科医、小児内分泌科医、小児神経科医、看護師・保健師・助産師等）を研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
- ・各資材の作成においては、対象者からのフィードバックを得られる研究体制が構築されていること。
- ・関係学会、自治体、関係団体等との連携体制が整備されていること。
- ・年に3回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

DA-8 公募研究課題

(1) 研究課題名

児童虐待に対する予防的施策の実証及び社会実装の方策の研究

(2) 目標

令和6年度に施行された改正児童福祉法では、従来のメニューに家庭支援事業及び親子再統合支援事業が追加され、各自治体において児童虐待の予防的施策として整備することが期待されている。これらの事業で提供される各種プログラムには、国内外の先行研究でエビデンスが示されているものも含まれるが、体系的に整理されておらず、有効性・効率性の高い事業内容の社会実装に向けて、系統的な実装方策を明らかにする必要がある。

本研究では、以上のような、自治体における児童福祉分野の効果的なプログラムの導入プロセスや提供の体制・対象・方法・内容等を調査分析した上で、地域の状況やニーズに適したプログラムの導入及び定着の方策を実証的に検証することにより、効果的で効率的な児童虐待予防施策の社会実装の方策を示すことを目的とする。

(3) 求められる成果

- ・児童虐待に対する予防施策として提供される各種プログラムを横断的に整理した上で、実証を通じてその有効性や普及可能性を検証する。
- ・実証結果を通じて、家庭支援事業や親子再統合支援事業など、児童虐待の予防的施策を一層有効かつ効率的なものとするための社会実装の方策を明らかにする。
- ・特に、児童虐待予防を目的とするプログラムの選定方法、研修方法、提供体制、適用家庭の判断基準等について、それぞれ効果的かつ効率的なものとするための自治体向けのガイドラインを提示する。

(4) 研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 10,000千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和10年度

○新規採択課題予定数：1課題程度※

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

(5) 採択条件

- ・家庭支援事業や親子再統合支援事業に関する十分な知見及び実績を有していること。
- ・実装科学やプログラム評価等、エビデンスに基づく政策及び実践に関する十分な知見及び実績を有している研究分担者が参画していること。
- ・複数の自治体との連携により実証的に研究を行うことができる研究班体制が構築されていること。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

DA-9 公募研究課題

(1) 研究課題名

社会的養護下のこども等の自立支援内容の体系化に向けた研究

(2) 目標

令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和等の措置が講じられた。これに伴い、年齢や進路先、各段階（はじめて自立するのか、退所後に再度自立支援を受けるのか等）、抱えている課題等に応じた幅広い支援が求められている。

そのため、これまでに児童自立生活援助において培われた支援技術に加えて、年齢を限定しない社会的養護下のこども等の自立に向けた支援技術の確立・向上を図ることを目的として、支援者が社会的養護下のこども等の背景や年齢等、実情に応じた自立支援を行うことができるよう、研修シラバス等を作成することで支援者を養成する。

(3) 求められる成果

- ・先行調査の研究報告書の分析や、新たに支援者・当事者ヒアリング等の調査を行うことにより、個々に必要な支援内容や、目指すべき「自立像」を確立するための伴走プロセス等を体系的に整理・検討する。
- ・上記の分析結果をもとに、社会的養護下のこども等の背景や年齢等、実情に応じた自立支援を行うことができるよう研修シラバス等を作成する。

なお、令和7年度子ども・子育て支援等調査研究事業『社会的養護下のこども等の自立支援のあり方に関する調査研究』を含む社会的擁護下のこども等の自立支援に関する先行研究を参照して研究を実施すること。

(4) 研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 9,000千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和10年度

○新規採択課題予定数：1課題程度※

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

(5) 採択条件

- ・社会的養護下のこども等の自立支援に関する専門的見地を踏まえ、女性支援や生活困窮者支援等他領域で先行して明らかになっている自立支援の知見を活用し、総合的な研究を遂行できる体制が構成されていること。
- ・自立支援の実施事業者、自治体との連携により実証的に研究を行うことができる研究班体制が構築されていること。

- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

DA-10 公募研究課題

（1）研究課題名

自治体における障害児支援の給付決定及び発達支援ニーズのアセスメント指標の開発と運用に資する研究

（2）目標

全国的に障害児通所支援を受けている子どもの数は、発達障害の認知の社会的広がり等も背景に増加しているが、自治体内での給付決定児童割合等の地域差が存在している。地域差の背景として、給付決定に関する判断基準が自治体ごとに異なっているため、適切なアセスメントに基づくプランニングがされず、個々のニーズに基づかない給付決定となっている可能性があり、給付決定プロセスの均てん化が必要である。また、子どもの発達支援ニーズに加えて、家族の個別性や子育て支援ニーズ、地域の支援体制等を踏まえた給付決定の調査項目や様式等による給付決定プロセスの標準化が必要である。

本研究では、障害児支援の給付決定における発達支援ニーズ等のアセスメント指標を開発し、自治体での運用可能性について検証することを目的とする。

（3）求められる成果

- ・自治体における障害児通所給付の支給の要否等で用いられている指標の実態把握を行い、給付決定プロセスの標準化に向けた指標を検討する。
 - ・子どもの発達支援ニーズ（家族の状況、地域の支援体制含む）を把握するための指標の開発と運用ガイドラインを作成する。
 - ・開発した給付決定及び発達支援ニーズのアセスメント指標を実際に用いることで、既存の給付決定プロセスとの比較を行い、給付決定児童割合や個々のニーズとの整合性などを分析し、その妥当性を検討する。
- なお、本指標は、障害児通所給付決定の要否のみならず、子どもの発達支援ニーズ等を把握した上で、子どもと家族のニーズに応じた様々な施策での対応等を踏まえた支援体制の構築に向けた情報提供等も含めた運用を想定している。
- 研究の実施にあたっては、「令和7年度地域支援体制整備サポート事業に係る調査分析等業務」の調査結果を参考すること。

（4）研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 10,000千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和10年度

○新規採択課題予定数：1課題程度※

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

(5) 採択条件

- ・ 地域における障害児支援体制に関する専門家（子どもの発達に関する専門医、行政施策の研究者等）を研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
- ・ 給付決定権を有する市区町村の地域特性等の実態を把握している者（専門家、行政職員、関係団体等）の意見が反映される体制が整備されていること。
- ・ 研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

DA-11 公募研究課題

（1）研究課題名

行動データ分析に基づく保育士等の業務負担・ストレス要因の実証的解明および適正な職員配置基準検討のための調査研究

（2）目標

近年、保育士等の人材確保は重大な課題となっている。質の高い保育を安定的に提供するためには、十分な保育士数を確保するだけでなく、保育士等が安心して働き続けられる職場環境づくりが不可欠である。そのため、保育士等の離職防止や定着率の向上に資する職場環境の整備を促進するには、業務負担の軽減、保育士等のストレス要因の把握と対策、適正な職員配置や組織マネジメントの改善など、科学的根拠に基づく施策の検討が求められる。

特に、保育士等が日々どのような業務にどれほどの時間や負担を要しているのか、またストレスがどの場面で蓄積するのかを客観的に把握するエビデンスは十分ではなく、より実証的な研究の蓄積が必要である。こうした状況を踏まえ、本研究では、保育士等の業務実態とストレス要因を科学的に明らかにし、職場環境の改善と保育士の定着率向上に資する知見を提示することを目標とする。

（3）求められる成果

- ・保育室に設置したカメラや環境センサ、保育士等が着用するウェアラブル端末を用いて、保育士等の活動量、心拍数、体温などの生体データを収集し、行動データ分析によって業務負担・ストレス状態の計測と特性の可視化を行う。
- ・得られた知見を基に、保育士等にとって負担の大きい業務や場面を特定し、適正な職員配置や業務負担軽減のための基準案の検討に資する根拠データを示す。

（4）研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 7,500千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和9年度

○新規採択課題予定数：1課題程度※

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（5）採択条件

- ・カメラ、センサ、ウェアラブル端末等を用いた行動データ分析により、保育士等のストレス要因等を客観的に把握し、科学的根拠に基づく職員配置や業務負担軽減策の検討に資する指標を導出できること。また、心拍数や体温といった生体データの収集およびそれに基づく行動データ分析において専門的な知見を持つ研究者を中心とした研究班体制が構築されていること。なお、保育学、データサイエンス、発達科学等といった専門分野の研究者に加え、保育現場の実務に通じた専門家を含む体制とすることが望ましい。

- ・映像・生体データの取扱いに関する倫理的配慮（個人情報保護、同意取得、匿名化等）を確実に行うこと。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させよう努めること。

DA-12 公募研究課題

(1) 研究課題名

位置測位データを活用した保育士等・子どもの行動軌跡の可視化による保育の質・安全確保に向けた調査研究

(2) 目標

本調査研究は、位置測位データを用いて保育士等と子どもの行動軌跡を可視化し、安全確保に向けた保育体制上の課題や、人員配置の重点化が必要な時間帯・活動内容・場所等を明らかにすることで、保育の質・安全確保の検討に資する客観的根拠を得る。

また、行動軌跡の可視化により、保育士等の経験年数や役割に応じた動きや子どもとの関わり方の特徴を明らかにし、保育実践の質向上に向けた人材育成や配置改善の検討に資する知見を得ることを目標とする。

(3) 求められる成果

- ・位置測位データに基づき、保育士等と子どもの行動軌跡を客観的に可視化した図表・分析データ（動線マップ、滞在ヒートマップ、関わり頻度分布等）を作成し、3歳未満児と3歳以上児の年齢層別に特徴を示すこと。
- ・行動軌跡の分析結果から、安全確保の観点でリスクが高まりやすい時間帯・活動内容・場所を特定し、年齢層別のリスク傾向を明らかにした上で、対応が必要な場面を示すこと。
- ・人員配置の重点化が必要となる場面（例：○時台、○の活動、○エリアなど）を科学的根拠をもって提示し、3歳未満児・3歳以上児の別に配置ニーズの違いを整理した上で、適正な職員配置基準案の検討材料となる指標を提示すること。
- ・保育士等の経験年数や役割別に、動き方や子どもとの関わり方の特徴を整理し、年齢層に応じた効果的な関わり方の違いを示すことで、研修・育成に活用可能なデータを提示すること。

(4) 研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 7,500千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和9年度

○新規採択課題予定数：1課題程度※

※研究費の規模等はおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

(5) 採択条件

- ・センシング技術等の活用により、保育士等や子どもの行動軌跡を可視化し、科学的根拠に基づく安全確保や適正な職員配置の検討に資する指標を導出できること。また、位置測位データの収集および分析において専門的な知見を持つ研究者を中心とした研究班体制が構築されていること。なお、保育学、データサイエンス、発達科学等といった専門

分野の研究者に加え、保育現場の実務に通じた専門家を含む体制とすることが望ましい。

- ・位置測位データ等の取扱いに関する倫理的配慮（個人情報保護、同意取得、匿名化等）を確実に行うこと。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させよう努めること。

DA-13 公募研究課題

(1) 研究課題名

わが国における「緩和ケアが必要なこども」の実態把握に資する疫学的研究

(2) 目標

近年、緩和ケアが必要なこどものように、重い病気を持つこども・若者（以下「こども」という。）であっても、住み慣れた地域での暮らしの継続が可能になりつつある一方、断続的な入院や通院を伴う療養を余儀なくされることが多いことから、こども基本法の理念に基づき、こどもの成長発達の機会が途切れないよう、医療・教育・福祉、自治体や民間支援団体等との連携協働による、こどものニーズに応じた取組の推進、体制づくりの検討が求められている。

このような検討については、こども大綱において「こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める」と明記され、「こどもホスピス」を、LTC(Life threatening conditions)のような重い病気を持つこども当事者が「生きる」を実感できるための体験に繋がる取り組みの総称と位置付け(令和7年11月現在)、令和6年度補正予算事業において「こどもホスピス支援モデル事業」を新設、都道府県等の自治体が医療や教育、民間支援者等と連携した支援のモデル構築を推進、施策の検討を進めている。現在、取組の対象を「LTCのような重い病気を持つこども」をとしているが、イギリスにおける小児緩和ケアの対象定義、

- Life threatening conditions (LTC) : 治癒のための治療が可能である場合もあるが、それが失敗に終わる可能性のある状態(例えば、がんなど)
- Life limiting conditions (LLC) : 治癒の見込みが合理的にないとされ、そのためにこどもや若者が死に至ると考えられる状態

をふまえ、わが国においても、緩和ケアの対象となるこどもが疾患や症状が多岐に渡り複雑性を備えた状態像であろうということに着目し、先行するイギリス等の取組を参考に対象疾患別の療養実態等の把握を進める必要がある。

このため本研究では、わが国における緩和ケアが必要なこどもの実態把握に資する疫学的研究として、対象疾患の定義を仮説的に用いる妥当性を検討した上で、既存の疫学データベース等から、疾患別の経年推移、地域別の分布、医療の提供形態、医療依存度、疾患群ごとの重症度や複雑性等を多角的に把握し、代表的な疾患群や複雑性グループの当事者(こどもや家族)へのヒアリング調査から、社会参画の実態、既存制度による支援の充足度や支援ニーズ等の一端を把握する。

本研究は、緩和ケアが必要なこどもをまんなかに据えた、医療との連携を前提とした多分野に亘る包括的な施策の検討に資するものと期待される。

(3) 求められる成果

- ・ 疫学データと当事者調査から、日本で緩和ケアを必要とするこどもの状況(対象疾患、治療状況、療養実態等)を把握するための調査項目を整理し、標準的な調査方法のプロトタイプを作成する。
- ・ 疾患群、重症度、複雑性グループに着目した福祉、教育的支援及び地域支援の具体的対応策を提示する。

（4）研究費の規模等※

○研究費の規模：1課題当たり年間 9,000千円程度※（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和9年度

○新規採択課題予定数：1課題程度※

※研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（5）採択条件

- ・こどもの緩和ケアに関して実績のある専門家（小児緩和ケア医、小児科医等）を中心とした研究班を構成する。海外の先行研究事例に知見を有する者を含むこと。
- ・レセプトデータ等、既存のデータベースの活用を視野に、統計学・疫学・データベースの構築に関する知見をもつ研究者を研究班に含むこと。
- ・福祉、心理、教育等、広くこどもの育ちや発達、社会的支援、家族支援等に関する様々な専門領域の知見や研究実績等を有する者と連携可能な研究班体制が構築されていること。
- ・研究に当たり、関係学会、関係団体との連携体制が構築されていること。
- ・疫学データの分析結果をふまえた当事者調査については、一定量の定性データ収集が可能な複数の疾患群のグループ調査を実施できる研究計画であること。
- ・年に3回以上の全体研究班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

DA-14 公募研究課題

(1) 研究課題名

こども家庭庁における EBPM 推進のための研究

(2) 目標

本研究は、こども家庭庁の事業における EBPM（エビデンスに基づく政策立案）をより一層推進することを目標とする。

第1に、行政事業レビューシートで公表されているこども家庭庁のロジックモデル（活動・成果目標等のつながりにおける「アクティビティ」と「アウトカム」の関係）について、最新の先行研究の蓄積を踏まえた検証と見直しを行う。特に、研究計画書を応募する段階で、現行モデルの限界点や課題を特定し、各事業の目的に沿い、かつ統計的に検証可能な設計へとロジックモデルを高度化する。

第2に、統計的に検証可能なロジックモデルに基づき、計量的手法（回帰分析、ロジスティック回帰分析、パス解析など）を用いて、こども施策の政策効果を客観的かつ実証的に分析する。

※「行政事業レビューシート」とは

こども家庭庁の各事業は、行政事業レビュー見える化サイト（以下の URL 参照）において公表されており、当該行政事業レビューシートにはその事業の効果発現経路（ロジックモデル）も併せて公表されている。

○行政事業レビュー見える化サイト

<https://rssystem.go.jp/project?organizationIds=132a0268-5d2b-4972-a7f1-4c4e10bf631b>

※政府全体の行政事業レビューシートが閲覧できるため、こども家庭庁分については事業所管課室を「こども家庭庁」として検索する必要がある。ロジックモデルは各事業の詳細のところに「効果発現経路」タブがあり、そこに掲載されている。

※「ロジックモデル」とは

政策課題とその現状に対し、政策手段から政策目的までの経路を図示化したものである。ロジックモデル（活動・成果目標等のつながりにおける「アクティビティ」と「アウトカム」の関係）は、政策や事業の有効性を検証するための「作業仮説」と見なすことができる。「アクティビティ」（原因）が「アウトカム」（結果）に影響を与えるのかを明らかにするものである。短期・中期・長期アウトカムとの関係は、「アクティビティ」（原因）が「短期アウトカム」（結果）に影響を与え、「短期アウトカム」（原因）が「中期アウトカム」（結果）に影響を与え、「中期アウトカム」（原因）が「長期アウトカム」（結果）に影響を与える関係である。「アウトプット」が行政としてどれだけ提供したかという供給側の視点であるが、「アウトカム」は受益者側の視点になる。

(3) 求められる成果

- ・こども施策に関する複数分野に跨る国内外の先行研究を整理したうえで、該当施策の行政事業レビュー・シートにおける現行のロジックモデル等の効果検証の限界点や課題を把握し、現行ロジックモデルの見直しポイントを整理したうえで、検証を行う。
- ・こども家庭庁の関係する事業担当者・EBPM推進室担当者にヒアリング等を行ったうえで、統計的な手法を用いた検証（回帰分析、ロジスティック回帰分析、パス解析などを用いた計量的手法による分析を想定）を行う。
- ・上記研究成果（課題把握、検証結果、改善策等）を体系的にまとめ、学術的な意義のみならず、政策的なインプリケーションを踏まえたうえで、研究報告書を作成する。

(4) 研究費の規模等*

○研究費の規模：1課題当たり年間 5,000千円程度*（間接経費を含む）

○研究実施予定期間：令和8年度～令和10年度

○新規採択課題予定数：1～2課題程度*

*研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

(5) 採択条件

- ・行政事業レビュー見える化サイトからこども家庭庁の事業を1つ以上選択し、その事業に関する研究を行うこと。例えば、1事業のみを研究対象事業とすることも可能であるが、2つ以上の事業を1つの研究対象事業としてまとめて扱うことも可能である。
- ・研究代表者は、こども家庭庁の事業に関連した分野で、計量的手法を用いた効果検証（回帰分析、ロジスティクス回帰分析、パス解析など）に関して実績のある研究者であること。
- ・こども家庭庁の事業は複数分野に跨ることがあり、該当するこども家庭庁の行政事業レビューに対して研究代表者が複数分野の知見を既に持っていることが望ましい。
- ・事業の範囲が広い場合は、事業を網羅する国内・海外双方の先行研究事例に知見を有する者を研究班に含めること。

*こども家庭庁の事業に関連する研究分野として、以下を想定。

社会政策学、社会学（家族社会学、教育社会学、福祉社会学、労働社会学など）、経済学（財政学、労働経済学、教育経済学、家族経済学など）、経営学（人的資源管理論など）、心理学（社会心理学、発達心理学、臨床心理学、教育心理学など）、人口学、社会福祉学、政治学（行政学など）、教育学（幼児教育学、教育心理学、特別支援教育など）、社会疫学、公衆衛生学、ライフコース研究、社会調査法、統計学など。

- ・研究計画書において、現行の行政事業レビューにおけるロジックモデルの論理性と統計的検証可能性に関する具体的な検討内容が含まれていること。

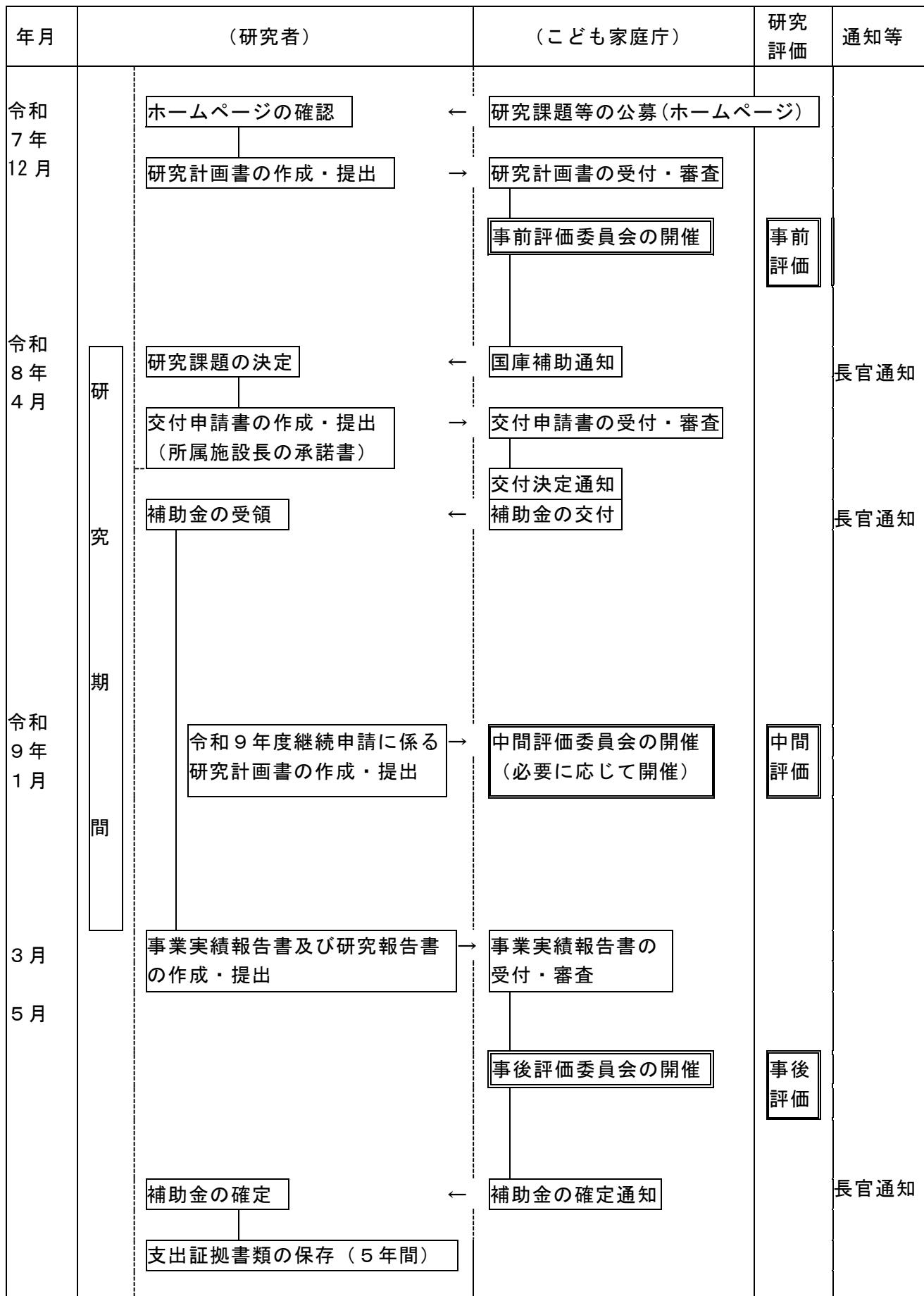
1. 現行の行政事業レビューにおけるロジックの論理性の検討

- ・検討対象施策の事業目的に沿ったロジックモデルとなっているか、国内・海外双方の先行研究を踏まえて検証する計画が示されていること。
- ・事業目的に沿っていない場合、ロジックモデルのアウトカムとしてどのようなものが考えられるかを具体的に提案する計画が示されていること。

2. 統計的検証可能性の検討

- ・現行のロジックモデルが統計的に検証可能な設計になっているかを評価する計画が示されていること。
- ・検証可能ではない場合、検証可能となるための具体的方策（指標の明確化等）を提示する計画が示されていること。
- ・検証に必要なデータについて、既存データでの検証可能性を検討する計画が示されていること。
- ・既存データがない場合、どのようなデータがあれば検証可能かを具体的に特定し、収集・活用に関する提案がなされていること。
- ・年に3回以上の全体研究班会議を実施し、研究の進捗状況の共有と意見交換の機会を設けること（計画書に班会議の時期を含めること）。
- ・本事業の研究成果に関して、国内外への学会への参加や査読付き論文へ投稿する際には事前に報告し、公募研究期間の終了後の公開となる場合は掲載後に論文等を共有すること。
- ・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

Ⅷ. 公募研究事業計画表



Ⅷ. 補助対象経費の費目の内容及び単価

1. 費目の内容

費目		費目の内容
大項目	中項目	
物品費	設備備品費	設備備品の購入、製造又はその据付等に要する経費
	消耗品費	消耗品の購入に要する経費
人件費・謝金	人件費	<p>研究事業の実施に必要な者に係る給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（研究代表者又は研究分担者の所属する試験研究機関等若しくは研究事業を行う法人（以下「研究機関」という。）が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費</p> <p>※研究代表者及び研究分担者に対するものを除く。</p> <p>※常勤職員に対するものを除く。</p>
	謝金	<p>知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費</p> <p>※研究代表者及び研究分担者に対するものを除く。</p>
旅費		<p>国内旅費及び外国旅費</p> <p>※外国旅費については、研究代表者、研究分担者又は研究協力者（法人にあっては、当該研究に従事する者であって研究代表者、研究分担者又は研究協力者に準ずる者）が1行程につき最長2週間の期間とする。ただし、天災その他事故によりやむを得ず1行程が2週間の期間を超えた場合には、こども家庭庁長官が認めた最小行程を交付対象とする場合がある。</p>
その他		<p>同表の大項目に掲げる物品費、人件費・謝金及び旅費以外の必要経費（印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会場借料、会議費（茶菓子弁当代（アルコール類を除く。））、通信費（郵便料及び電話料等）、運搬費、光熱水料（電気料、ガス料及び水道料等）、機械器具等の借料及び損料、研究実施場所借り上げ費（研究機関等の施設において研究事業の遂行が困難な場合に限る。）、学会参加費、保険料、振込手数料、旅費以外の交通費、実験廃棄物処理費、（独）医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）に対する薬事相談費用（研究終了後の製品化等に関する相談費用は除く。）、業務請負費（試験、解析、検査、通訳及び翻訳等）、委託費（研究事業の一部を他の機関に委託するための経費）並びにその他研究事業の実施に必要な経費</p>

2. 費目の単価

1 設備備品費

実費とする。

2 消耗品費

実費とする。

3 人件費

研究代表者等が所属する試験研究機関等若しくは研究事業又は推進事業を行う法人（以下「研究機関等」という。）の給与規程等によるものとする。なお、労働者派遣業者等への支払いに要する経費は実費とする。

4 謝金

研究機関等の謝金規程等によるものとする。ただし、「謝金の標準支払基準」（平成 21 年 7 月 1 日各府省等申合せ）を参考に決定する等、その者の資格、免許、研究に従事した年数、職歴又は用務内容等を踏まえ、妥当な単価により支出することも可とする。

5 旅費

研究機関等の旅費規程等によるものとする。ただし、次の単価を参考に決定する等、妥当な単価により支出することも可とする。

（1）国内旅費

ア 運賃（鉄道賃、船賃、航空賃等）

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運賃とするこ。

※ 同一地域内における旅行であって、1日の行程が鉄路 100km、水路 50km 又は陸路 25km 未満の場合は支給できない。なお、この場合の地域とは市町村（都にあっては全特別区）の区域とする。

※ グリーン料金、寝台 A 料金、ビジネスクラス等の割増運賃等については、その者の役職等を踏まえた妥当な取扱とすること。

イ 日当及び宿泊料

（単位：円）

職名	日当	宿泊料		国家公務員の場合の該当・号俸
		甲地	乙地	
教授又は相当者	3,000	14,800	13,300	指定職のみ（原則使用しない）
教授、准教授	2,600	13,100	11,800	医（一） 3級 1号俸以上
				研 5級 1号俸以上
講師、助手、技師又は相当者	2,200	10,900	9,800	医（一） 2級 1級 13号俸以上
				研 4級、3級 2級 25号俸以上
上記以外の者	1,700	8,700	7,800	医（一） 1級 12号俸以下
				研 2級 24号俸以下 1級

※ 表中の日当について、1日の行程が鉄路100km、水路50km又は陸路25km未満の旅行の
 ※ 表中の甲地とは、次の地域をいい、乙地とは、甲地以外の地域をいう。ただし、車
 中泊は乙地とする。

- a 埼玉県・・・さいたま市
- b 千葉県・・・千葉市
- c 東京都・・・特別区(23区)
- d 神奈川県・・・横浜市、川崎市、相模原市
- e 愛知県・・・名古屋市
- f 京都府・・・京都市
- g 大阪府・・・大阪市、堺市
- h 兵庫県・・・神戸市
- i 広島県・・・広島市
- j 福岡県・・・福岡市

(2) 外国旅費

ア 運賃(鉄道賃、船賃、航空賃等)

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運賃とするこ
 と。

※ グリーン料金、寝台A料金、ビジネスクラス等の割増運賃等については、その者の役
 職等を踏まえた妥当な取扱とすること。

イ 日当及び宿泊料

(単位:円)

職 名	日当	日当及び宿泊料				国家公務員の場合の該当・号俸
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
教授又は相当者	日当	8,300	7,000	5,600	5,100	指定職のみ(原則使用しない)
	宿泊料	25,700	21,500	17,200	15,500	
教授、准教授	日当	7,200	6,200	5,000	4,500	医(一) 3級 1号俸以上
	宿泊料	22,500	18,800	15,100	13,500	研 5級 1号俸以上
講師、助手、技 師又は相当者	日当	6,200	5,200	4,200	3,800	医(一) 2級 1級 13号俸以上
	宿泊料	19,300	16,100	12,900	11,600	研 4級、3級 2級 25号俸以上
上記以外の者	日当	5,300	4,400	3,600	3,200	医(一) 1級 12号俸以下
	宿泊料	16,100	13,400	10,800	9,700	研 2級 24号俸以下 1級

※ 表中の指定都市、甲及び丙地方とは次の地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲及び丙地方
 以外の地域をいう。ただし機中泊は丙地方とする。

1. 指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

2. 甲地方

ア. 北米地域

北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

イ. 欧州地域

ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

ウ. 中近東地域

アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

エ. 但し、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

3. 丙地方

ア. アジア地域（本邦を除く。）

アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び2のウに定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

イ. 中南米地域

メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

ウ. アフリカ地域

アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

エ. 南極地域

南極大陸及び周辺の島しょ

オ. 但し、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

6 その他

実費とする。